

平成 2 9 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

平成 2 9 年 9 月 1 2 日 開会

平成 2 9 年 9 月 2 2 日 閉会

山 梨 県 南 部 町 議 会

平成 2 9 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 1 2 日

平成29年第3回南部町議会定例会（第1日目）

議事日程（第1号）

平成29年9月12日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ

2. 開会・開議

3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 会期の決定

日程第3 諸報告

日程第4 提出議題の報告

日程第5 議案の上程・説明

報告第7号 平成28年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第41号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成28年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成28年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成28年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第6 提出議案に対する質疑（1件）

報告第7号 平成28年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

日程第7 提出議案に対する質疑（17件）

議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第41号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成28年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成28年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成28年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

日程第8 提出議案の委員会付託

日程第9 一般質問

日程第10 議員派遣について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
5番	若林一明	6番	市川強
7番	遠藤光宣	8番	仲亀佳定
9番	森田守	10番	堀之内可和
11番	望月藤一	12番	望月將名

5. 欠席議員(なし)

6. 会議録署名議員

3番	望月光彦	4番	小泉昇一
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(25名)

町長	佐野和広	教育長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼)出納室長	古屋秀樹
総務課長	望月哲也	財政課長	青木司
企画課長	望月一弥	税務課長	望月一希
交通防災課長	稲葉芳幸	子育て支援課長	近藤勝
福祉保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	四條理恵
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	新井稔
健康管理センター所長	望月浩	デイサービスセンター所長	佐野勝
アルファセンター所長	滝基成	学校教育課長 (兼)学校給食共同調理場所長	市川隆
生涯学習課長(兼)公民館・文化館長 (兼)アルカディアスポーツセンター所長	梶原猛	財政課課長補佐	佐野彰紀
交通防災課課長補佐	佐野武人	福祉保健課課長補佐	渡辺基
水道環境課課長補佐	青木正和		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 小倉弘規

開会 午前 9時30分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第3回定例会の開会にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

今年の夏前半は、昨年にも増して猛暑・酷暑の連続で、全国各地で熱中症や水難事故、食中毒といった深刻なニュースが連日、新聞やテレビで報道されましたが、梅雨が明け、8月に入ると一転し、曇り日の連続や記録的な局地豪雨により、全国各地で大きな被害が発生いたしました。

一方、国政では、第3次安倍第3次改造内閣が8月3日に発足し、野党第一党の民進党では、今月1日に代表選挙が行われ、前原誠司氏が新たな民進党代表に決まりました。今月末に秋の臨時国会召集が予定される中、先月、北朝鮮から発射された弾道ミサイルは日本の上空を通過し、太平洋上に落下。今月3日には6度目の核実験を行うなど、国際社会の警告を無視して暴挙を繰り返す北朝鮮に、国連安全保障理事会はその都度、強く非難するものの金正恩には届かず、我々国民の安全が今、脅かされております。

今後、国連安全保障理事会はもちろんのこと、日・米・韓が連携してさらなる制裁措置や圧力を強めるために、臨時国会で政府や国会がどのように対応していくのか、注視してまいりたいと思います。

そして、我々地方議会も、北朝鮮の度重なる暴挙に対する強い憤りと抗議を表明することが重要であると考えております。

議員各位におかれましては、公私ともにご多忙のところ、第3回定例会へご参集を賜りまして、厚く御礼を申し上げます。

本定例会には、平成28年度の南部町各会計歳入歳出決算認定が提出されております。

決算につきましては、平成28年度の予算が議決した目的に従って適正に執行されたのか、1年間でどのような行政成果が発揮されたのか、執行部から示されるわけであります。

審議内容も多岐にわたり膨大なものでありますが、町民の負託に応えられますよう、活発で実りある質疑・討論をお願いいたします。

なお、本定例会もクールビズのため、上着・ネクタイの着用は自由といたしますのでご了承願います。

それでは、本定例会の円滑なる議会運営に格段のご協力を重ねてお願い申し上げまして、開会のあいさつとさせていただきます。

ただいまから、平成29年南部町議会第3回定例会を開会いたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第3回定例会は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、3番 望月光彦議員および4番 小泉昇一議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 会期の決定を議題といたします。

お諮りいたします。

今期定例会の会期は、本日から9月27日までの16日間といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会の会期は、本日から9月27日までの16日間とすることに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第3 諸報告を行います。

地方自治法第121条第1項の規定により、町長、教育委員会の教育長および監査委員に出席を求めたところ、お手元に配布のとおり、説明員の出席ならびに委任の通知がありましたのでご承知願います。

町長からお手元に配布のとおり、議案の提出がありましたので報告いたします。

次に、請願、陳情等についてであります。本日までに請願1件、陳情1件を受理いたしました。

皆さんのお手元に配布しましたとおりであります。

請願第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する請願書。

陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情。

この2件については、会議規則第92条第1項および第95条の規定により、請願第1号は文教厚生常任委員会に、陳情第1号は総務建設常任委員会に付託いたします。

なお、審査は、今定例会会期中を期限といたしたいと思います。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、本付託案件は、今定例会中の審査とすることに決定いたしました。

次に、監査委員から、地方自治法第235条の2第3項の規定により、平成28年度会計の平成29年5月分、平成29年度会計の平成29年5月、6月、7月分に関する現金出納検査の結果報告がありました。写しをお手元に配布しておきましたのでご承知願います。

次に、教育委員会から、地方教育行政の組織及び運営に関する法律第26条第1項の規定により、「教育に関する事務の点検及び評価報告書 平成28年度分」の提出がありました。お手元に配布しておきましたのでご承知願います。

以上で、諸報告を終わります。

○議長（望月將名君）

日程第4 提出議題の報告ですが、お手元に配布してありますので、提出議題の朗読を省略させていただきます。

○議長（望月將名君）

日程第5 報告第 7号 平成28年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告について

議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第41号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第 1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第 2号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 3号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 4号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 5号 平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 6号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 7号 平成28年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 8号 平成28年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第 9号 平成28年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

以上、18件について、会議規則第37条の規定により、一括議題といたします。

町長から行政報告と併せて、提案理由の説明を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

平成29年第3回定例会を開催しましたところ、何かとご多忙のところ、全議員の皆さまの出席を賜り、議会が開催されますことに心から感謝申し上げます。

提出いたしました平成28年度の決算案件等の説明に先立ちまして、一言ごあいさつと6月定例議会以降の行政報告をさせていただきます。

さて、本年は7月に福岡県から大分県にかけて、その後、東北地方でも記録的豪雨を観測し、川の氾濫や土砂災害等により多くの被害が発生しました。

8月7日に上陸した台風5号では、死傷者も出たほか、住宅の浸水や損壊、土砂災害などが各地で発生したところです。

本町でも、夜には風雨が強くなることが予想されましたので、早めに職員の警戒配備態勢を取り、午後6時には避難所を開設したところです。

南部町においては、富士川の増水により火祭りの準備に影響が出ましたが、大きな災害や人

的被害はありませんでした。

また、国際社会を見ますと、5月以降、北朝鮮の弾道ミサイルの度重なる発射、ミサイルの日本領土の通過、核実験がありました。日本は、アメリカとともに警戒監視を維持し、万全な体制で臨むこととしていますので、今後も注視していく必要があります。

それでは、6月定例会以降の行政報告をさせていただきます。

6月8日、地域活動支援センター、あじさい工房ふきのとうの運営委員会が開催されました。今後も通所者やその家族にとって、素晴らし施設となるようお願いいたしました。

6月11日、山梨県人会連合会の総会および懇親会が新宿で開催され、都内で事業展開をされている多くの方々と懇談をまいりました。

6月16日、第17回あじさいまつり開園式が内船公園で行われ、議員の皆さまと子ども、出席をいたしました。今年は雨不足により前半の開花状況は少し寂しかったのですが、後半以降は素晴らしいあじさいが咲き誇りました。ボランティアの皆さんの日ごろからのきめ細かな管理に、深く感謝を申し上げます。

6月18日、東京の中野サンプラザで行われました東京南部会総会に招待され、望月議長、望月副議長とともに出席をまいりました。今年は、NPO法人南部里山研究会のメンバーも招待され、研究会が行っている事業やまちづくりについての発表が行われました。

また、私のあいさつの中で、「総会は、一度は南部町で開催してみたらどうでしょうか」との提案をさせていただきました。

6月19日、議員の皆さまや関係者のご出席を賜り、(仮称)道の駅なんぶの起工式を行いました。長年の計画や国交省との調整が整い実施されますこの事業が、本町の地域活性化の起爆剤となるよう取り組んでまいります。

6月23日、峡南保健所管内食生活改善推進委員会50周年記念に招待され、祝辞を述べました。今後も食生活改善推進委員が町民に寄り添い、地域でのふれあいや健康づくりに貢献してくださるようお願いしております。

7月4日、子宮頸がんワクチン接種の健康被害について、南部町予防接種健康被害調査委員会が開催され、出席しました。

7月7日、南部町総合教育会議が開催され、小学校適正配置や中高連携教育について協議をいたしました。同日、町村長会議、町村長と後藤知事および県幹部職員による行政懇談会が開催され、出席をまいりました。

7月20日、富士川流域水難事故対策協議会および南部警察署が主催する水難救助合同訓練が南部橋北側の富士川河川敷で実施され、実践さながらの救助訓練等を視察してきました。

7月23日、港区山梨県人会総会懇親会に招待され、交流を深めてまいりました。

7月26日、今年度は南部町で青森南部町児童との交流会が実施され、歓迎のあいさつを述べました。

8月1日、アルカディア文化館20周年式典を議員の皆さまや関係者の方のご出席を賜り、開催しました。今後も、この文化館が町民の学びの場所として、またコミュニティー形成の場所として利用されることを願っております。

8月4日、身延町中富総合会館で開催された中部横断自動車道(富沢・増穂)建設促進連絡協議会総会に、望月議長、峡南女性道の会会員の皆さまとともに出席をまいりました。一刻も早い開通に向けて、議員の皆さまとともに強く要望していきたいと思っております。

8月9日、山梨県土地改良事業団の理事として、山梨県内の農業農村整備事業が円滑に推進できますよう、甲斐市長や北杜市長などとともに、麻生財務大臣、齋藤農林水産大臣、自民党岸田政務調査会長等に要望をいたしました。

8月15日、あいにくの雨模様でしたが、例年どおり、南部の火祭りを盛大に開催することができました。大松明と富士川兩岸の百八たいが燃え上がる光景、体に響く山間の花火の音に、訪れた皆さまも深く感動したことと思います。

実行委員および関係各位の皆さん、百八たいにご協力をいただいた区民の皆さま、誠にありがとうございました。

8月23日、保育所運営委員会が開催され、睦合保育所と栄保育所の統合について協議がされました。

8月29日から9月1日まで、山梨県町村会の町村長視察研修に参加し、マレーシアのクアラルンプールにおいて、駐在しております山梨県販売輸出支援室職員より、富士山の国やまなし館、山梨県物産展等の説明を受け、研修をいたしました。

9月3日、地震防災訓練が町内全域で実施されました。当日は教育長・消防団長とともに、楮根区の消火訓練、柳島区と富士見区のAED取扱い訓練、医療センターでのトリアージ訓練を視察いたしました。

9月4日、国道469号富士南麓道路建設期成同盟会を構成する富士宮市・富士市・裾野市・御殿場市・小山市・南部町の4市2町の首長と議会議長、さらには沿線の県議会議員も出席し、知事、交通基盤部長、県議会議長に、さらなる建設促進と南部町から富士宮市間のルート決定をはじめ、未着手・未完了のさらなる整備を強く要望いたしました。

続いて、9月8日には、富士宮市の市長および議長、ならびに本町の議長とともに、山梨県側の国道469号の早期整備促進について、副知事に要望をいたしました。

以上で、行政報告を終わります。

それでは、本定例議会にご提案させていただいた議案につきまして、提案理由の説明をさせていただきます。

お手元の議案集にありますように、本定例会への提出議案は報告が1件、補正予算案7件、認定議案10件、合計で18件であります。

はじめに、報告第7号 平成28年度決算に基づく南部町健全化判断比率および資金不足比率の報告であります。

地方公共団体の財政の健全化に関する法律の規定により、監査委員の意見書を付して報告するものであります。

議案集2ページをご覧ください。

本町においては、4指標および資金不足比率とも、国の早期健全化基準を大きく下回っており、健全な財政状況にあると判断されたことをご報告いたします。

次に、議案第36号から議案第42号までは、一般会計他6会計の補正予算であります。

まず、別冊、平成29年度南部町一般会計予算書であります。

はじめに、平成29年度南部町一般会計補正予算であります。6月補正予算後の情勢の変化に対応するため、平成28年度の決算剰余金および財産収入などを主な財源として、緊急を要するものを主体に必要な措置を講じたところであります。

主なものを申し上げますと、本年4月の人事異動に伴う人件費を調整するほか、平成28年

度の決算剰余金の一部を財政調整基金へ積み立てました。

また、産業集積促進委託料や保育業務委託料、公民館分館の改修補助金などを計上いたしました。

その結果、歳入歳出予算はそれぞれ1億9,843万6千円を追加し、予算の総額を56億5,851万4千円とするものであります。

次に、別冊、平成29年度南部町特別会計予算書であります。

特別会計であります。主に前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

簡易水道事業特別会計補正予算は、国庫補助金と繰越金を主な財源としまして、施設維持修繕費などで706万8千円を補正するものであります。

指定居宅サービス特別会計および後期高齢者医療特別会計補正予算は、前年度決算が確定したことに伴う補正であります。

国民健康保険特別会計補正予算の事業勘定は、繰越金を主な財源としまして、国庫負担金等返還金など、1,089万2千円を補正するものであります。

介護保険特別会計補正予算は、精算に伴う返還金や決算剰余金を基金へ積み立てるなど、6,513万5千円を補正いたします。

富沢財産区特別会計補正予算は、繰越金を主な財源としまして、間伐事業委託料の94万1千円を補正するものであります。

以上で、補正予算の提案理由の説明を終わらせていただきます。

続きまして、別冊決算書の認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定から認定第10号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定であります。すでに監査委員により決算審査を受け、全ての会計で適切に処理され、正当であるとの意見書を受理いたしました。

お手元にその写しを提出しましたので、内容説明につきましては省略させていただきます。

なお、監査委員から、行財政改革や健全で安定した町政の運営についての貴重なご意見につきましては真摯に受け止め、今後も引き続き、最善の努力をする所存でございます。

以上、本議会に提案いたしました。議案の詳細な説明につきましては、会計管理者ならびに担当課長に説明させますのでよろしくご審議をいただき、議決ならびに認定を賜りますようお願い申し上げます。私からの提案理由の説明を終わらせていただきます。

○議長（望月将名君）

町長の提案理由の説明が終わりました。

次に、担当課長の補足説明を求めます。

はじめに、報告第7号および議案第36号から議案第42号までの補正予算について、青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月将名君）

次に、認定第1号から認定第10号について、古屋会計管理者。

○会計管理者（兼）出納室長（古屋秀樹君）

（補足の説明・省略）

○議長（望月將名君）

以上で、担当課長の補足説明を終わります。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午前11時15分からです。

休憩 午前11時00分

再開 午前11時15分

○議長（望月將名君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

ここで、平成28年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率ならびに各会計の歳入歳出決算および基金の運用状況について、若林泰文代表監査委員より審査結果の報告をお願いいたします。

若林泰文代表監査委員。

○代表監査委員（若林泰文君）

代表監査委員の若林でございます。

それでは私から、去る7月24日、25日の2日間、森田守監査委員ともども実施いたしました、平成28年度決算にかかる財政健全化審査ならびに各会計の決算審査の結果について、その概要を報告いたします。

はじめに、地方公共団体の財政の健全化に関する法律に基づき、審査に付されました財政健全化審査について報告いたします。

お手元に配布されております、平成28年度財政健全化審査意見書をご覧ください。

町長から提出されました、健全化判断比率および資金不足比率ならびに算定基礎となる事項を記載した164ページにわたる資料をもとに、財政課より状況を聴取し、審査した結果、これらの書類は、いずれも法令等に基づき適正に作成されているものと認められました。

南部町の健全化判断比率の状況は1ページに、資金不足比率の状況は2ページに記載されている表のとおりであります。

各健全化判断比率・資金不足比率ともに、早期健全化基準ならびに憂慮される基準を大きく下回っており、指摘する事項は特に認められませんでした。公営企業の経営状況を確認するため、資金不足比率を公表することとなる簡易水道事業特別会計においては、一般会計からの法定外繰入金により収支を黒字決算としバランスを保っているため、楽観視を許さない状況であると考えます。

このほかには、特段、意見を申し上げるものはなく、今後も地方債現在高や標準財政規模を注視し、健全な財政運営の維持に努めていただきたい。

次に、地方自治法第233条第2項および第241条第5項の規定に基づき審査に付されました、平成28年度南部町一般会計および特別会計の歳入歳出決算ならびに基金運用状況の審査結果について概要を報告いたします。

お手元に配布されております、平成28年度会計決算審査意見書をご覧ください。

審査の対象は、一般会計および特別会計9件の歳入歳出決算および定額の資金を運用している土地開発基金の運用状況で、関係諸帳簿、その他証書類と照合しながら審査を行いました。

また、現地へ出向きまして、町道富沢球場富士川線道路改良工事、中山間地域総合整備事業

の子新田線改良工事、町道荒谷富津線他1路線改良工事、富沢デイサービスセンター、指定管理施設道の駅とみざわの事業実施状況および運営状況を調査するため現地確認を行い、各担当者および指定管理者から概況を聴取いたしました。

その結果、各会計の歳入歳出決算書、同事項別明細書、実質収支に関する調書及び財産に関する調書ならびに基金運用状況調書は、関係法令に準拠して作成されており、その計数に誤りはなく、予算執行も適法・適正であると認められました。

まず、平成28年度一般会計について、3ページの表1です。

歳入総額は60億1,202万9千円、歳出総額は54億7,955万6千円でありました。繰越明許費繰越額として480万4千円があるので、実質収支額は5億2,766万9千円が平成29年度への繰越額となりました。

歳入面においては、主たる財源である地方交付税は5ページの表4のとおり、前年度の30億1,196万3千円に比べ普通交付税が594万6千円減少したものの、国有地の取得による公園整備事業、万沢地区の宅地分譲事業など、普通建設事業の伸びにより特別交付税が552万7千円増加し、総額では41万9千円の減額にとどまったため大きな影響は見られませんでした。

これは、交付税の算定方法が一本算定に移行したため、約3億円程度の段階的縮減が見込まれていましたが、平成28年度会計においては、従来の基準財政需要額に人口減少等特別対策事業費などの臨時的な費用が追加されているためと特別交付税の微増により、交付額は横ばいでありました。

なお、4ページの表3のとおり、歳入総額の50.1%を占め、地方交付税に大きく依存している状況は依然として変わりありません。

町税収入は6ページの表5のとおり、町民税については譲渡所得等の所得割の減少により、個人住民税は調定額・収入済額ともに減少しましたが、法人住民税法人税割が中部横断道建設工事に伴う大手建設業者の良好な決算に伴い、63.6%の増収となったことにより、町民税全体では調定額・収入済額ともに増加しました。

しかし、平成31年10月の税率改正による国税への税源振替と、中部横断道建設工事が完了する平成31年ごろから調定額の減少により、大幅な減収となることが予想されます。

課税客体の減少によるものなのでいかんともしがたいですが、当該年度調定額の徴収に最大限の努力を図りたい。徴収率は昨年度に引き続き、0.43ポイント上昇しました。税務課から聴取したところによれば、ここ数年にわたり滞納整理機構で学んだノウハウの蓄積や活用により、未納者や滞納者に対する催告や丁寧な納税相談による結果であることが確認でき、徴収事務の努力は、昨年度に続き大いに評価に値します。

しかしながら、不納欠損額は、前年度より152万1,721円減少したものの、死亡・所在不明・国外出国など納税義務者19名分、63万447円となっています。不納欠損は、地方税法に規定された行政処分であるとはいえ、民間企業に置き換えれば貸し倒れに相当するものであることから、税の公平性および公正性の観点により、慎重な対応と徴収の強化を引き続き図りたい。

次に、歳出面では、7ページの表6のとおり、人事院勧告による俸給の平均0.17%引き上げとボーナスは0.1カ月分引き上げられたが、前年度退職者と新採用者の給与差が大きかったことや共済費特別負担金の差額に伴い人件費が、地方創生交付金事業によるプレミアム

商品券等の事業が完了したことにより補助費が、財政調整基金への積み増し額が減少したことから積立金が、国民健康保険の保険給付費が前年度比で4.9%下がったこと、介護保険法改正により介護報酬が2.27%のマイナス改定となり、一般会計の法定負担分が縮減されたため繰出金がそれぞれ減少となっています。

一方、年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業により扶助費が、合併特例債の償還がピークを迎えたため公債費が、交流促進施設整備事業による中野道の駅施設設計、万沢宅地分譲事業、国有地取得と公園整備事業により投資的経費が、自治会からの要望に対応するための経費増加と環境センターのし尿処理施設の臨時的な修繕を行ったことから維持費がそれぞれ増加しています。

平成28年度決算においては、全体的には歳出抑制のあとが見て取れますが、施設整備がスタートした交流促進施設整備事業、企業誘致事業、アルカディアスポーツセンターの耐震補強事業、橋梁長寿命化補修工事等の投資的事業も控えている中、引き続き行財政改革を念頭に置き、人件費・扶助費および公債費にかかる義務的経費が高い水準で推移しないよう注視し、将来負担を考慮した歳出を図られることを望みます。

次に、指定管理者制度の状況についてです。

なんぶの湯、奥山施設、道の駅とみざわ、山水徳間の里の4施設は、指定管理者制度による町の貴重な公の施設の管理運営を、包括的に代行させている行政処分行為であります。

特に、奥山施設および山水徳間の里においては、高額な指定管理料が支払われているので、指定管理業務は適正に運営されているか、協定が遵守されているか、サービスは向上したかななどの評価・検証をたゆみなく慎重に実施し、指定管理者自らが行う内部監査実施の有無、その評価等についても毎年度確認されたい。

なお、今回の決算審査においては、道の駅とみざわを地方自治法第199条第7項の規定に基づく監査も併せて実施したところ、貸借対照表の部門別損益計算書等により、年度収支が詳細にわたって明らかにされ、透明性の高い運営がされていることが確認できました。

また、観光客だけでなく地域住民の活用促進を図るため、新茶まつり、ハロウィン・フェア、なんぶマルシェの年3回のイベント開催はこれまでにない試みで、大いに評価させていただきました。

今後も、創意工夫を凝らした管理運営に努め、地域活性化の一翼を担う施設になることを望みます。

次に、特別会計の決算については、11ページ表13-1、13-2のとおり、9会計の歳入総額は36億9,779万9千円、歳出総額は34億2,460万1千円となりました。繰越明許費繰越額として202万9千円あるので、実質収支額は2億7,116万9千円となっています。

特別会計においても計数に誤りはなく、予算執行はそれぞれの会計の目的に沿っており、適法・適正と認められました。

特別会計の詳細については、抜粋して報告させていただきます。

まず、簡易水道事業特別会計においては、6億円を超える大きな決算額となっています。これは、施設の老朽化対策と中野地内に整備される道の駅に水を供給するために実施されている、西部簡易水道整備事業が主な要因であります。

歳入の使用料収入は前年度並みとなっていますが、15施設を維持管理するために、表

13-2にあるように1億2,330万円の一般会計からの法定外繰入金に大きく依存するなど、引き続き厳しい会計運営となっています。

債務超過から一気に抜け出すことは現実的には難しいが、解決に向けた1つの手段として、水道料金改定について早期検討が必要と思われるので、企業会計として少しでも自立の方向へ向かえるよう、近隣の自治体などを参考に調査・研究をする必要があると考えます。

また、12ページの表15のとおり、水道使用料の徴収率は0.05ポイント増加し、収入未済額は平成27年度より14万7千円減少するなど、徴収事務における経営努力がうかがえます。

しかしながら、平成28年度末の収入未済額の合計は、1,439万円と依然と高額な状況となっています。あくまでも使用料であるため、受益者負担の適正化に努め、利用者間の公平性・公正性の確保と町民サービスの向上を目指し、今後も未収金の発生防止とその回収に強力に取り組み、本会計の財政基盤強化を図ることはもちろんであります。債権回収の委託や債権放棄の手続き、いわゆる不納欠損処理についても、一定基準での検討が必要と考えます。

次に、指定居宅サービス特別会計について。

平成27年度に引き続き、黒字決算となりました。

歳入においては、富沢デイサービスセンターにおける1日当たりの利用者数の微減や、平成27年度からの介護報酬改定により在宅分が1.42%引き下げられたため、429万円減少しています。

しかし、サービス収入額がサービス事業費を上回っているため、デイサービス事業としては平成28年度決算も安定した状況となっています。1日当たりの利用者数の減少による影響も見られず、これまでの予防通所介護については、平成29年度から介護予防生活支援サービス事業へ移行したが、サービスの安定的な供給がこれからも望まれます。

次に、国民健康保険特別会計事業勘定について。

全国的な課題ではありますが、国民健康保険は年齢構成が高く、医療水準も高くなっています。一方では、所得水準が下がっているため、加入者の保険料負担が重いとされてきました。加えて、医療技術の高度化や生活習慣病の増加に伴い、医療費の増加は続いています。このような状況の国民健康保険制度の構造上の問題を解決するため、平成30年度から都道府県が財政運営の責任主体となることになっています。

本町にあっても、被保険者数の減少、全国平均を6万円上回る39万3,093円の1人当たり医療費や保険税にかかわる加入者の負担が増加しており、国民健康保険会計は大変厳しい財政運営を強いられています。

14ページの表17にあるように、平成28年度の歳出決算総額も、前年度同様11億円を超える状況となりました。

また、過去には一般会計から法定外繰入金などにより、かろうじて収支のバランスを保つといった非常に憂慮すべき状況でありました。

今回の国民健康保険制度改正は、本町のような小規模保険者の財政基盤の脆弱さが指摘される中、都道府県が財政運営の責任主体となり、安定的な財政運営や事務の効率化、県内の標準化、広域化が推進されることは歓迎すべきものと考えます。

しかしながら、資格管理、税の賦課徴収事務等は引き続き町が担うため、早期に情報収集と制度分析を行い、町民への周知を図りたい。

また、14ページの表18にあるように、現年および過年分を合わせた保険税の徴収率は、徴収事務の努力のあとが見られ、4年続けて収納率が向上いたしました。これは、100万円を超える大口滞納者3件を納付に結び付けたことが大きな要因となっています。

しかしながら、依然、1千万円を超える収入未済額となっているので、平成28年度同様に引き続き徴収事務の強化を図りたい。

年齢構成が高く医療水準も高い、所得水準が低く保険料の負担が重いといわれている中での国保会計の維持ではありますが、被保険者に対する制度の趣旨啓発に努め、医療保険のセーフティーネットといわれる国民健康保険会計の健全性が堅持できるよう、なお一層の努力を続けられたい。

最後に、介護保険特別会計です。

サービス受給者は昨年より39人増加しましたが、保険給付費は同水準でありました。

平成27年度の介護保険法改正による介護報酬改定がマイナス2.27%であったこともあり、第6期介護保険事業計画内の保険給付費で推移しています。

16ページの表20のとおり、実質収支が昨年度より5,651万8千円減少し、6,241万5千円となっています。介護給付費支払準備基金へ4,521万6千円余り積み増ししているため、昨年度と同程度の収支バランスとなっています。

今後もサービス受給者の増加が予想されることから、地域支援事業のさらなる充実に努め、住み慣れた地域で自分らしい生活を続けられるよう、サービス提供事業者の適切な指導監督も含め、サービスの質と量の確保に努められたい。

一方、保険料収入未済額は、特別徴収においては発生していないものの、普通徴収分が年々累積しています。介護保険は相互扶助制度であるので、仕組みを未納者へ周知して理解を求めるとともに、悪質未納者を増加させないように他の公租とも連携し、適正な徴収事務に努められたい。

また、団塊の世代の高齢化に伴い、今後も介護サービス利用対象者の増加が見込まれる中、地域包括支援センターを中心に相談事業の充実に図り、地域における住まい、介護、医療、福祉を一体提供するとして地域包括ケアへの取り組みを一層強化し、介護予防事業へも積極的に取り組むことが望まれます。特に、インフォーマルサービスの充実が予防と介護に対する地域の理解につながるため、積極的に取り組まれます。

なお、地域包括支援センターにおけるマンパワーの確保と人材育成は、本町の介護保険制度を安定的に継続するためにも大変重要であるため、計画的に進めることを希望します。

以上が、一般会計および抜粋した特別会計の決算概要であります。

2日間の決算審査を終え、監査委員として、また一町民として、この南部町の財政状況を客観的に見つめたとき、中山間地域にある多くの地方自治体は、自主財源の安定的な確保は厳しく、交付税をはじめとする依存財源に頼らざるを得ないことを痛感いたしました。

しかし、そうした状況下ではありますが、町政には、財政の健全性を保ちながらも町内の経済活性化を推し進めつつ、直面する課題や最優先して行うべき事業を見極め、限られた財源を有効に活用し、町民サービスを低下させることのないよう創意工夫を凝らし、最少の経費で最大の効果を上げることが求められています。

真に住民生活に必要とされる施策を積極的に展開するとともに、さらなる活性化を図り、将来を見据えた政策の推進に努められることを希望します。

最後に、新南部町が誕生して、15年という節目の年を迎えますが、初心に立ち返り、平成28年度決算を全ての職員がそれぞれ部門ごとに評価し、活気ある魅力的なまちづくりを一層進めるため、職員自らが改革意識を持ち、第2次総合計画に示された「水と緑が溢れる ふれあい豊かな町づくり」の実現に向けて創意工夫を凝らし、自主性・独自性を最大限に発揮して取り組むことをお願い申し上げます。

なお、詳細については、お手元に配布してあります財政健全化審査意見書および決算審査意見書で確認願います。

以上、決算審査等の概要を申し上げましたが、依然として厳しい財政事情の中で、町政執行に当たられた佐野町長ならびに役場関係職員のご努力、町議会議員の皆さまのご精励に対し、心から敬意を表し、審査結果の報告を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、監査委員の審査結果報告を終わります。

若林代表監査委員、ご苦労さまでした。

○議長（望月將名君）

日程第6 ただいま議題となっております案件のうち、報告第7号については先議いたしたいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、報告第7号については、本日、先議することに決定いたしました。

議案集1ページをお開きください。

報告第7号 平成28年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率の報告についてを議題とし、質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、報告第7号 平成28年度決算に基づく南部町健全化判断比率及び資金不足比率についての報告を終結いたします。

○議長（望月將名君）

日程第7 議案第36号から議案第42号および認定第1号から認定第10号までの17件についてを議題とし、順次質疑を行います。

なお、これらの案件については委員会付託を予定しておりますので、詳細な質問は委員会審査でお願いいたします。

最初に、議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

別冊の一般会計補正予算書をご用意ください。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入9ページと10ページ、質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

9ページであります。15款県支出金、2項県補助金、6目教育費県補助金、2節小学校費補助金の甲斐の木づかい推進事業費補助金が15万5千円、金額的にはそんなに多い金額ではありませんが、このへんの説明をお願いいたします。

○議長（望月將名君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

堀之内議員のご質問にお答えいたします。

甲斐の木づかい推進事業費補助金についてですが、小学校の机と椅子につきまして、県産材を活用した製品を購入することについての補助事業ということで、県単独事業の補助金となります。

補助率は2分の1ということで、栄小学校におきまして机12台、椅子12脚の購入の補助金として充当をさせていただき計画でございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

机と椅子、それぞれ12という数字が出てきましたが、新入生に対するものか、あるいは全体に対する不足分なのか、そういった点を説明してください。

○議長（望月將名君）

市川学校教育課長。

○学校教育課長（兼）学校給食共同調理場所長（市川隆君）

堀之内議員のご質問にお答えいたします。

栄小学校におきまして、年次計画で更新をしている事業に充てさせていただいておりまして、新入生というわけではございません。学校全体での更新計画の一環として、今年度に更新するものについての補助金充当で、1年生の机と椅子になります。

年度計画につきましては、老朽化の様子を見ながらということで何年間という計画はございませんが、年度末に老朽化の状況を確認しながら次年度の更新台数を決定しております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

3番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

16款財産収入、2項財産売却収入、1目不動産売却収入、1節土地売却代金の宅地等売却収入ですが、先ほど4区画分という説明がありましたが、4区画分の金額か。

また、実際は、すでに6区画が売れているということですが、2区画分については、別途計上されるのかということと、土地の売却代金のお金が実際に入りますと、このお金は実際にはどのような事業に使われるのかについて伺います。

○議長（望月將名君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

今回、9月補正予算の段階においては、4区画の予算計上をさせていただきましたが、その後において2区画が売却ということで、現在、現地においては、契約が終わった2区画分が追加された6区画ということで看板を立ててございます。

今回の補正予算においては4区画分を計上させていただき、今後、2区画分と他に売却される区画について計上したいと思っております。

また、これらの財産収入については、一般財源として取り扱いをさせていただくこととなります。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第6款商工費について、13ページから19ページ中段まで。

質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

給与費の補正については、全般にわたって計上されていますが、これに関連して、年度末の退職者は何名か、新採用者は何名か、昨年度の人事院勧告の状況について伺います。

○議長（望月將名君）

望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

堀之内議員のご質問にお答えいたします。

今回の人件費の補正でございますが、4月の人事異動等によるものです。

退職者は12名で、当初予算積算時よりも1名増えたことから、全体では、一般会計と特別会計を合わせて740万円ほど減額となっております。

採用者は3名です。

また、人事院勧告につきましては、去年の11月の終わりに、人件費の人事院勧告分について補正をさせていただきました。平均で1.17%の給料アップ、勤勉手当は0.1カ月分増えた状況となっております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

総務課長より説明を受けましたが、私の記憶ですと、29年度の給与費の積算については、

28年度末の退職者は入っていて、採用者は入っていないと記憶しています。

1月から2月に退職者の給与の積算をしますよね。退職者の給与の積算をして、29年度の給与の総額が分かるという中においては、28年度の最後のといいますか、31日の退職者は減額されないで給与費の積算対象にはなっているということ、私の記憶では覚えています、そのようなことをお答えください。

○議長（望月將名君）

望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

堀之内議員のご質問にお答えいたします。

当初予算の積算では、退職者の見込んだ部分については計上してありません。

採用者については、大体そのときには分かっておりますので計上しております。

ですから、当初予算を組むときには、退職予定者の予算については計上しておらず、採用者については見込める分は計上しています。

その後、当初予算を組んだあとに退職の申し出がある場合には、補正対応が必要になることもあります。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

3番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

14ページ、14目基金費について、2億円計上されていますが、基金というのは、何かあったときに使われるお金かなと理解していますが、どのくらいが妥当であるのか、どれくらい積んでおけばいいのか。

要するに、たくさんあればあるに越したことはないと思いますが、それだけ町に財産があれば、裕福になるのかなと。これがなければ、少し財政運営が厳しいのかなという感じを受けるのですが、どういうことで2億円となっているのか、2億円にするために計上しておかなければいけないという根拠があって金額を決めているのかということをお聞きします。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

基金につきましては、いくらあれば大丈夫だとか、これが妥当だという金額はございませんが、今回におきましては、特別会計からの決算の剰余金がたくさんありました。歳入歳出を比べた場合、歳入のほうが多かったことから、繰越金の1億5千万円を足して2億円として財政調整基金に積み立てをしたのですが、地方財政法において、繰越金がある場合は翌々年度までにその半分、ないしは起債を返還するという決まりもありますので、今回は2億円にして財政調整基金に積み立てを行いました。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

11番、望月藤一議員。

○11番議員（望月藤一君）

2款総務費、1項総務管理費、4目企画費、13節委託料について説明をしてください。

○議長（望月將名君）

望月企画課長。

○企画課長（望月一弥君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

企画費の委託料290万円ですが、1点目は除草委託料でございますが、中野地内、企業誘致の南面斜面の除草・搬出の委託料ということで20万円。

2点目に、測量設計委託料として246万円の計上でございますが、同じく中野地内企業誘致場所でございますが、国土交通省にお貸ししていた部分が、9月をもって全て撤去、整地されることに伴い、正式な測量業務を行い、今後の企業誘致に備えるという内容でございます。

3点目に、立木伐採処理業務委託料の24万円でございますが、企業誘致の南面斜面、かなり大きい面積でございますが、除草作業と併せて立木の枝切りの伐採等を予定しております。

この必要性につきましては、高木等がかなりございまして、枝等が路上まで出てしまっているということで、今後、町民の通行を妨げてはいけないということで、そういったことも踏まえて整備をしまいたいというための委託料でございます。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第9款教育費、19ページ中段から最終の23ページまで。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第36号についての質疑を終結いたします。

ここで、暫時休憩をいたします。

再開は、午後1時ちょうどです。

休憩 午前11時58分

再開 午後 1時00分

○議長（望月將名君）

休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、別冊の特別会計補正予算書をご用意ください。

議案第37号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

9ページと13ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第37号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第38号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

29ページと33ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第38号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第39号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

事業勘定51ページから56ページ、直営南部診療施設勘定69ページと73ページ、直営万沢診療施設勘定87ページと91ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第39号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第40号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）について、質疑を行います。

109ページから114ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第40号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第41号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

129ページと133ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第41号についての質疑を終結いたします。

次に、議案第42号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）について、質疑を行います。

149ページと153ページ、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、議案第42号についての質疑を終結いたします。

次に、別冊の決算書をご用意ください。

認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、質疑を行います。

質疑は、全ての会計において事項別明細書により行います。

はじめに、歳入について質疑を行います。

第1款町税から第13款使用料および手数料、9ページから14ページの中段まで。

質疑はありませんか。

10番、堀之内可和議員。

○10番議員（堀之内可和君）

11ページ、第10款地方交付税についてであります。若林監査委員から細かく説明がりましたが、もう一度確認をさせてください。

地方交付税については、歳入の占める割合が50.1%と大変大きな財源ということですが、町村の合併から10年間は特例による算定ということで、金額は変わりませんよという形で推移しました。

それから25年度からは通常の本算定となり、5年間でおおむね3億円から5億円の交付税が減ってくるという形でありましたが、人口減少などが加味されて減少率が低かったということで、大変安心しているわけですが、今後の推移、どのように推移していくかということが1点、事務概要15ページ、財政関係の事務の概要についてですが、普通会計における財務資料ということで説明がりましたが、これについても一度説明をしてください。

特に、③経常収支比率であります。近年においては、かなり経常収支比率が上がってきています。従来は県の指導もあり、80%前後が望ましいということですが、普通建設事業費等、建設事業費が各町ともに減ってきています。事業をかなりやっておりますので、そういうものが減ってきている関係で普通建設事業が落ち、経常収支比率が上がっているという状況ですが、今後の見込みについて説明をしてください。

○議長（望月將名君）

青木財政課長。

○財政課長（青木司君）

堀之内議員のご質問にお答えいたします。

交付税の算定におきましては、議員がおっしゃるとおり、合併に伴う特例期間が平成24年度で終了し、平成25年度から平成29年度まで段階的に縮減されるといわれておりましたが、交付団体に対する普通交付税の算定方法の見直しが行われ、合併算定替えとの差額の7割程度が確保されております。

本町では、平成26年度に前年比マイナス5.9%、金額にして1億6,800万円ほど減額いたしました。それ以降3年間は、人口減少等特別対策事業費や人口急減補正が拡充されたこともありまして、現在、横ばいの状態が続いております。

なお、すでに新聞等でご存じかと思いますが、今年度の交付税につきましては、普通交付税が24億8千万円ほどで、昨年度に比べまして7.5%減額しております。

この一番大きな要因は、公債費の減額にあります。平成16年度に借入れを行いました分庁舎の建設費、万沢診療所の建設費、「ふきのとう」の建設と、まちづくり基金の償還が28年度で終わったため、公債費の償還額が前年に比べまして1億4,973万円の減額となっております。

これから、合併当初に借入れをした合併債の償還が終わっていきますので、交付税が年々減っていくことも考えられます。

続きまして、事務概要の説明をさせていただきます。

お配りしてございます事務概要書15ページをお開きください。

普通会計における財務指標について説明いたします。

①の標準財政規模ですが、この算定は標準税収入額と普通交付税額、それに臨時財政対策債発行可能額を足した金額でございます。

平成28年度は標準税収入額が1,494万円増額となりましたが、普通交付税が594万6千円、臨時財政対策債の発行可能額が4,610万3千円とそれぞれ減額となったため、昨年との比較で3,710万9千円の減額となっております。

続きまして、②の財政力指数ですが、昨年に比べてわずかですが減っております。

理由としましては、町税の伸びが期待できない中で、社会福祉費、あるいは高齢者保健福祉費などにかかる基準財政需要額が年々増加していることから、財政力指数の改善につきましては、今後も見込みが少ないのではないかと考えております。

③の経常収支比率ですが、先ほど議員のご質問にもありましたが、75%程度が妥当といわれております。80%を超えると、財政構造が弾力性を欠いていると指摘されておりますが、現在、地方財政全体が悪化しておりますので、多くの団体が80%を超えた状態にあります。

④の性質別歳出の状況ですが、主なものについて説明いたします。

上から3番目の公債費ですが、4,131万4千円の増額となっておりますが、こちらにつきましては、平成24年度に借り入れました災害復旧債と過疎債の据え置き期間が終わり、28年度から償還が始まったため増えておりますが、今後、合併特例債の返済が順次、終了しますので、一時的な増加と考えていただいてよろしいかと思います。

続いて、投資的経費ですが、公共工事などの減少により年々減少しておりましたが、平成28年度はリバーサイドパークとそれに付随する町道の整備、道の駅建設用地の造成工事、富士見台分譲地の整備などがあり、1億2,986万5千円の増額となっております。

また、補助費等については4,933万1千円の減額ですが、地方創生交付金の減額分であります。

続いて、2の地方交付税の状況ですが、①の基準財政需要額につきましては、平成28年度は地域振興費、人口急減補正があり、1億949万円増えたことにより増額となっております。

また、②の基準財政収入額は、平成28年度は法人税が1,841万6千円増えたことにより増額となっております。

④の交付決定額は594万6千円の減額となっておりますが、⑤の特別交付税額が552万7千円増えたため、総額では前年度並みとなっております。

以上です。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第14款国庫支出金から第21款町債、14ページ下段から23ページまで。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、歳出に移ります。

第1款議会費から第2款総務費、24ページから32ページまで。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

次に、第3款民生費から第4款衛生費、32ページ下段から42ページ中段まで。
質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第5款農林水産業費から第6款商工費、42ページ下段から48ページ上段まで。
質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第7款土木費から第8款消防費、48ページ中段から52ページ中段まで。
質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第9款教育費について、52ページ中段から63ページ中段まで。
質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、第10款災害復旧費から第13款予備費及び財産に関する調書について、63ページ下段から78ページまで。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、南部町土地開発基金運用状況調書について、最終79ページ。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第1号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第2号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第2号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第3号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第3号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第4号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、はじめに事業勘定、財産に関する調書を含め、7ページから29ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営南部診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

次に、直営万沢診療施設勘定、財産に関する調書を含め、5ページから13ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第4号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第5号 平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、6ページから25ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第5号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第6号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、5ページから10ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第6号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第7号 平成28年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第7号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第8号 平成28年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから9ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

3番、望月光彦議員。

○3番議員（望月光彦君）

8ページの財産に関する調書について、立木推定蓄積量の決算年度中増減高がマイナス27立方メートルとなっていることについて説明をしてください。

○議長（望月將名君）

古屋会計管理者。

○会計管理者（兼）出納室長（古屋秀樹君）

望月議員のご質問にお答えいたします。

決算説明で話をしましたとおり、切り捨て間伐を行った分が減少しております。

○議長（望月將名君）

他に質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第8号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第9号 平成28年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第9号についての質疑を終結いたします。

次に、認定第10号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、財産に関する調書を含め、5ページから8ページまで、歳入歳出一括で質疑はありませんか。

(なし)

質疑なしと認めます。

以上で、認定第10号についての質疑を終結いたします。

以上で、質疑を終結いたします。

○議長(望月将名君)

日程第8 提出議案の委員会付託を行います。

会議規則第39条第1項の規定により、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ提出議案を付託したいと思いますが、これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してありますとおり、所管の常任委員会へ付託することに決定いたしました。

○議長(望月将名君)

日程第9 一般質問を行います。

一般質問は、通告書の1つの質問事項ごとに質問と回答を終了し、次の質問事項に進む一問一答方式です。

1人の一般質問の持ち時間は、質問と回答の時間を含め40分間です。

また、同一の質問事項についての再質問は、2回までですのでよろしく願いいたします。

なお、残り時間は、前方の右壁に表示されますので十分ご注意ください。

時間が経過した場合は、議長が質問を打ち切りますので申し添えます。

それでは、5番、若林一明議員の質問を許します。

若林一明議員の質問は2問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

5番、若林一明議員。

○5番議員(若林一明君)

まず1問目ですが、旧富河中跡地の有効利用についてお尋ねいたします。

旧万沢中跡地につきましては、集合住宅・宅地販売でおおむね有効利用の内容は完結したことと思います。

については、残りの富河中跡地の今後の有効利用は、どんなことになっているのか伺いたいと思います。

平成27年3月発行の南部町総合計画では、万沢中のことはしっかりと記載されております。これは、中学校合併直後から議論されてきたからだと考えます。

町には企画課など、将来を見通し、より良い計画を策定する担当課があります。そういった担当がある中で、万沢中と併せて富河中跡地の利用に向けての方向性が、議論・検討されてきたものと思います。

中学校合併後7年が経ち、今度は富河の順序となります。これまで、どんな計画が検討されて議論の俎上に上ったのか。1つや2つではないと考えますが、どんな内容があったのか、それが今後、議論されることはあるのか、駄目だったものがあつたら、なぜ駄目だったのか、できましたら時系列で教えていただきたいと思います。

万沢中の事案で手いっぱいだったということはないと思いますが、先に述べた南部町総合計画では、万沢のあとに検討すべき課題であるとされています。万沢中が終わったあとに検討を始めるのでは、遅きに失すると思います。

自分の考えを述べれば、体育館は、社会体育等に十分利用されており、このままでいいのではないかと思います。

グラウンドも地域のスポーツ等に有効に活用されており、現在、南部町にこれほどまとまった広さの場所はなく、防災対策上もこのまま残して、グラウンドとして多目的に利用することが一番だと思います。

残りは校舎です。利用について、2つほど提案させていただきます。

1つは、隣接する法人の協力をいただき、現在の介護施設に入りきれない高齢者の受け入れなどを進めたらどうかということです。初期投資もかかるでしょうが、雇用の場の創設になり、受け入れ対象によってはプラスの面も考えられます。

もう1つは、町内外の芸術家に校舎等を提供し、「南部町芸術の郷」とでも銘打って、学びと観光の場をつくることです。絵画・金属工芸・竹工芸・陶芸などの教室を開いたり、プロの作品の常設展示も考えられます。廃校利用の実態をいくつも見てきましたが、利用時期の偏り、集客等に大変苦労しておりました。

ともあれ、廃校舎の有効利用は、早急に図るべきだと思います。

町長に所信を伺います。

なお、校舎外の植木等の整備を毎年行っていたいただいている「桜守の会」の皆さまには、この場をお借りして感謝申し上げます。

○議長（望月将名君）

若林一明議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、若林議員のご質問にお答えいたします。

廃校舎の有効利用に向けて、これまで議論・検討されてきた経過や内容を時系列で教えていただきたいのご質問であります。3中学校の統合により、平成23年3月31日をもって廃校となった旧富河中学校校舎は、翌年4月1日付で町の普通財産に移管いたしました。

説明については、それ以降の内容についてお話をさせていただきます。

これまで、2件の引き合いがございました。

1つ目は、県内の私立の学校法人、名前を言えばすぐに分かりますが、「旧富河中学校の校舎とグラウンドを、全国各地からの不登校生徒の更生施設として利用したい」との問い合わせがあり、理事長自ら来庁いたしました。

理事長とは昔から付き合いがありましたものですから、信頼を置けますので、ぜひ活用していただきたいとお願いを申し上げました。

それから数カ月経ちまして、先方から、同時に進めていた別の事業に資金が予想以上にかかり、この事業は断念せざるを得ないという返答がございました。

それから2つ目は、養殖アワビの生産場所として活用したいということで、現地視察に生産者・物流担当・販売担当の3名がお見えになりましたが、いろいろと話を聞いているうちに、どうも不審な点が目立ちましたから、我々はこれへ乗るべきではないということで、こちらからお断りをいたしました。

以上がこれまでの経過であります、具体化には至らないのが現状であります。

平成27年3月に策定が完了した第2次南部町総合計画では、旧富河中学校跡地利用の方針について、町の中心地であることから、有効利用に向けてさらなる検討が必要であり、今後予想される小学校・保育所等の統合も視野に入れた、統括的な土地利用計画の策定が必要であるとされたところであります。

地方創生に向けたこれからの町の発展と、魅力あるまちづくりを推進するための大きな課題として捉え、活性化施策の展開を考えなければなりませんし、その検討策として、具体的整備に向けた基本計画案の策定を視野に入れ、また具体化させるためには、町の将来を的確に展望し、過大な財政負担を伴わない方法等に考慮し、町民の合意形成が図られるよう、組織体制を立ち上げなければならないと考えております。

また、防災対策の見地から、当施設は南部町地域防災計画において、災害対策基本法の指定に基づく避難所として指定されております。

また、富士山火山広域避難計画、大規模災害等発生時における相互応援に関する協定に基づき、鳴沢村村民の一部、約500名を受け入れるための避難所として指定もされております。

いつ起こるか分からない大規模地震災害等に備え、町民を災害から守るための災害時応急対策に関わる避難所確保対策も併せて考えていかなければならないのが現状であります。

廃校舎を有効利用していくための見地として、今後、中部横断自動車道の開通を踏まえ、その利便性は飛躍的に向上し、多岐にわたり本地域と本町を活性化させるために、具体的方針を一歩ずつ進めなければならないと思っております。

次に、議員から廃校舎の活用提案を2点ほどいただきましたが、この提案についてお答えいたします。

1点目の高齢者福祉施設への活用案ではありますが、議員ご指摘の施設は地域密着型特別養護老人ホームが考えられますが、現在、町では第7期介護保険事業計画の策定にかんがみ、「高齢単身世帯、夫婦のみの世帯、認知症高齢者等が可能な限り住み慣れた地域において、継続して日常生活を営むことを可能とし、地域の実情に応じた介護サービス提供体制の整備と住み慣れた南部町で最後まで暮らしていけるために」を基本的な考え方とした促進プランとし、現在、定期的に開催する地域ケア会議・地域包括支援センター運営協議会において、今後、協議検討

してまいります。

この計画の策定では、昨年実施した高齢者福祉計画、介護保険事業計画見直しのためのニーズ調査の結果をもとに、主体的なプランとして介護予防事業や在宅での介護事業など、ソフト事業の促進を図ることを目的とした、より良い仕組みづくりを計画のコンセプトとしております。

特別養護老人ホームの運営は、介護保険料で約9割を賄っておりますので、新規に開設することは介護保険特別会計を大きく圧迫し、保険料の大幅な値上げにつながることは間違いありません。

また、廃校舎改築には、莫大な費用を要するなど、前向きな施策として考えづらく、現段階では事業計画案に盛り込むことは考えておりません。

次に、2点目の芸術教室や常設展示の開催など、学びと観光の場としての施設活用案であります。昨年度の町立美術館企画展開催実績を振り返りますと、4月・5月・6月・7月・8月・10月・11月・2月に開催したところ、延べ3,300人の参観をいただき、鑑賞者からは大変好評を受けたところではありますが、もっと多くの方々のご来館を期待するところでもあります。

また、公民館講座においては、現在、10部門の講座を開設しており、本年秋からは、新たに講座を開設いたします。通年にわたり、全ての部門を総合的に開催する合同常設展示会という形式には至っておりませんが、町民の皆さまをはじめ、町内外の多くの工芸作家等の皆さまには、今後も教育委員会との協議・連携を図り、町立美術館をはじめ、公共施設を大いに利用していただきたいと願っております。

今後は、これまでの開催実績を踏まえ、改善策等を見出しながら、継続的で恒常的に開催できるような意見や要望等をお聞きしながら、地域文化促進に向けた事業支援策に配慮し、取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

5番、若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

丁寧なお答えをありがとうございました。

お金がなくてできないということが主なことでありましようが、実は学校の有効利用については、私がここに書いた「芸術の郷」というのは、この町にはプロのような方が大勢います。その人たちを一堂に集めてという意味で申し上げたところでございます。

実は私の知っている人で、学校を全部使って絵を描きたいという人もいたものですから、そういうことを提案させていただいたわけでございます。

そのへんは当然、アルカディア図書館などを利用していく中で、また改善センターを利用していく中でいろいろできると思いますが、それはそれとして、いろいろそういうことをやっていただけたらと思います。

また、今後、小学校の統廃合、保育所の統廃合も控えております。

先日、保育所運営委員会で後のことを、課長からお話いただいたものですから、もういろい

ろな計画を立てているんだなと安心したところでございます。

ただ、富河中の跡地が中部横断道の開通がなければ、まだ先が熟れないということは、ちょっと残念でございますが、その再利用については、早めの企画をしていただいで、多くの人の意見や住民のニーズを聞くことを希望し、本質問については終わりたいと思います。

○議長（望月将名君）

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

5番、若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

2番目の質問をさせていただきます。

町職員および教職員等の時間外勤務についてお尋ねいたします。

日本の大企業でも、過剰な残業でうつ病を発してお亡くなりになった方もおり、労働時間が問題になっております。

そこで、町職員の勤務状況についてお聞きします。

町の仕事は、土日にもいろいろ行事があります。聞けば、平日に代休ということになっているようですが、なかなか取れないのが現状だと思います。

また、夜も町民の都合で会議があります。これらは代休というわけにはいきません。時間外手当の支給しかないわけでありますが、どこの行政につきましても、時間外手当というものは限度がございまして、予算の中で時間外とは書いてございませませんが、予算を見るにつけて、全て支える状況にはないと思っております。

保育所の時間外延長、教職員の休日出勤などの残業が話題に上っております。町の総合計画では、時間外延長も取り上げられ、今後に向けて充実していくとされています。働く若いお母さん方が増えている現状では、町の将来を担う子どもさんへの対応は、絶対必要であります。

ひいては、それが人口減少の歯止めにもなるかと思えます。誰もが健康でなくては、良い仕事はできません。まずは、現状を知りたいと思えます。

町職員の平成28年度の時間外勤務の状況、それらの最大・最少・平均、そして時間外手当の支給内容、代休の取得実態、公務員なら20日間はある有給休暇の取得率を教えてくださいたいと思えます。

教育職員については、教育公務員特例法がございまして、基本給の4%をもって時間外に対応しておりますが、現状ではとても乖離しているのではないかと思っております。

小学校はともかく、中学校は部活等もあり、毎晩明かりがついています。土日の対外試合などの対応を考えれば、大いなるサービス残業を行っているのが実情ではないかと思えます。

私どものころ、部活動は週3日ぐらいでしたが、今はどうでしょうか。先生方も非常に大変だと思います。月100時間を超す残業はないかと思えますが、危惧するところがございます。学校の実態調査は求めませんが、現状の勤務状況をご存じの町長、教育長に所信を伺いたいと思えます。

以上です。

○議長（望月将名君）

若林一明議員の質問が終わりました。

最初に、町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、若林議員のご質問にお答えいたします。

町職員の時間外勤務について私が回答し、教職員関係については教育長が回答いたします。

議員のおっしゃるとおり、大手広告会社に勤務していた女性社員が自殺したのは、長時間の過重労働を原因としたうつ病であると認められ、労災が認定されました。

ほかにも、このような事例があり、働き方改革の中で残業時間の上限を月45時間、かつ年間360時間とする政府案が提示されたところでもあります。

本町の時間外勤務や休日勤務は、休日に実施するイベント、夜間の会議、住民相談、緊急避難への対応、各種事業事務などによるものであります。

まず、具体的に本町職員の時間外勤務の平成28年度の状況ですが、年間1人当たり、平均時間外勤務時間は77時間、年間最高時間外勤務時間は280時間、最低は0時間です。1カ月で見ますと、月1人当たり平均時間は6.5時間、月の最高時間外勤務時間は60時間となっております。

ちなみに、同じ南巨摩A町の個人の月平均時間外は7時間、B町が12.5時間、C町が2.6時間であります。

そこで、時間外勤務手当支給時間を見ますと、年間時間外勤務総時間7,862時間のうち7,506時間、約95%の時間に支給し、支給金額を見ますと、支給すべき総額が1,851万3千円、そのうち1,754万3千円、約95%の支給となり、年間1人当たり平均支給額は17万3千円、月1人当たり平均支給額は1万4千円となっております。

次に、土曜・日曜・祝日等に勤務した場合は、平日に振り替えて休暇を取得することになっておりますが、平成28年度、年間の振替休で処理すべき合計日数は686日、そのうち460日、約67%が振替休の処理がされました。

個人でいいますと、100%振替休を取得された方も30人ほどおりますが、全体では振替休をすべき個人の年間平均日数は約6日、そのうち4日が処理され、約2日が処理できなかったという状況です。

ちなみに、振替休をすべき個人の最高日数は27日で、そのうち12日、44%が処理されています。

なお、振替休を予定したが処理できなかった場合ですが、それを時間外勤務手当で支給することはできません。

次に、有給休暇関係ですが、毎年20日の有給休暇が付与されるほか、前年の休暇の繰り越しが最高20日付与され、1人最高で年間40日の有給休暇が付与されます。

28年度の状況は、1人当たり年間平均有給付与日数は38.6日、そのうち7.3日が取得され、取得率は約19%であります。

これは、県内市町村平均取得日数9.1日より、1.8日少ない状況であります。

このような状況の中、本町では職員の勤務時間管理の意識を向上させ、残業は当たり前という意識を改善するため、定時で退庁する「ノー残業デー」を月曜日に設定し、慢性的な残業への対応に取り組んでいます。

また、残業時間・休日勤務が増えることや、職場環境による精神的な不調を来さないよう、個人、個人が正しい知識を持ち、心の健康を保つようメンタルヘルス研修を実施するとともに、

ストレスチェックを行い、自身がどのようなストレス状態か把握し、高ストレス者については医師や保健師への相談につなげることとし、うつ病等の対策に取り組んでいます。

また、年度初めの課長面談の中で、時間外勤務の多い所属長には、慢性的な残業がないよう対応を求めたところです。

しかし、休日の各種行事や夜間の会議などは、行事の成果、町民サービスや町民の意向に沿って行っている部分もあり、時間外勤務や休日勤務の削減は難しい状況ではありますが、これらを管理する課長に対して、住民サービスが低下しないことや、事業の進捗状況を考える中で時間外勤務の削減、計画的な振替休や有給休暇取得について、課内全体での取り組みを促しております。

さらには、今後も時間外勤務や休日勤務等に対応するため、各所属の適正な人員配置を決定するとともに、職員の精神的不調が生じないよう、職場の良好な環境づくりに努めてまいりたいと思っております。

以上で、町職員の時間外勤務についての答弁を終わります。

○議長（望月将名君）

次に、教育長の答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡辺拓雄君）

若林議員のご質問にお答えします。

議員が指摘されたとおり、教員の長時間勤務が問題になっております。

8月29日付の山梨日日新聞では、中央教育審議会の特別部会が教員の働き方改革について、具体策を盛り込んだ緊急提言をまとめ、国や教育委員会などに実施を求める方針であることが報道されました。

同記事では、公立中学校教諭の約57%、公立小学校教諭の約33%が過労死ラインの目安である、月80時間超の時間外勤務に携わっているという文部科学省の調査結果を掲載しています。

さて、ご質問の小中学校の時間外勤務の状況ですが、町内5校の管理職への聞き取り調査では、小学校につきましては、4校とも1日2時間から3時間という調査結果でした。この平均時間で計算すると、月80時間超にはなりません。

しかし、個々についての実態は調査しておりませんので、詳細な実態は不明です。

中学校は6月に実態調査を実施しており、1カ月の時間外勤務は平均69時間で、80時間以上の教諭が常勤教職員22名中5名という結果でした。

次に、中学校の部活動の状況ですが、現在、南部中学校では、毎週月曜日やふれあいの日を、部活動を行わない日に指定しています。土日は原則としてどちらか1日、部活動を実施しない日としていますが、試合前など例外を設けざるを得ない場合もありますので、部活動ごとに年間活動計画を作成し、休日や祝日の指導回数を年間70回以内として制限を設けております。

こういった教員の長時間勤務の改善という課題につきまして、山梨県教育委員会は今年3月、教員の多忙化改善に向けた取り組み方針を示し、平成29年度から町教育委員会および各小中学校がそれぞれ多忙化改善計画を策定して、長時間勤務や多忙化の改善に取り組むことを決定しました。

これを受けまして、南部町教育委員会では、5月に町教育委員会主催の会議の効率化、デジ

タル教科書の積極的な活用による教材準備時間の短縮化、校務運営上の学校ボランティア活用による負担の軽減を柱とした計画を立て、各小中学校を支援・指導するとともに、小中学校においては、それぞれの会議等の効率化、学校行事の精選、校内組織の見直しによる業務の効率化、学校運営や部活動での地域人材の活用といった計画を立て、負担軽減に現在取り組んでいるところです。

各学校からは、8月末時点での取り組みの成果として、各種会議の効率化による時間短縮化、定時退庁の実施、計画年休の実施、ICT活用による子どもと向き合う時間の確保などが報告されております。

今後も、教員が授業や授業準備等に集中でき、南部町の教育の質を維持向上できるよう十分な配慮のもと、健康でいきいきとやりがいを持って勤務できるよう、教員の多忙化改善に取り組んでまいりたいと考えております。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長と教育長の答弁が終わりました。

再質問はありますか。

5番、若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

丁寧なお答え、ありがとうございました。

土日祝日勤務の場合、振替休処理日数の686日のうち460日、個人で年間平均日数6日のうち4日ということで、2日間はサービス残業だとは思いますが、全体として、それほどのサービス残業はないととってもいいのか、ちまたに流れる不満とは違うと思いますが、ぜひ不満が起こらない働き方を目指していただきたいと思えます。

それで、町の総合計画には、行政の効率化がうたわれております。その中に職員の削減がうたわれております。合併以来、それなりの職員削減を実施してきたと思えますが、今後、それが何年で終わるのか、そのときの職員数はどのくらいか、お教え願いたいと思えます。

平成28年度の職員数は125名と資料にありますが、ただいまお答えいただいたように、大した残業がないのであれば、職員の能力アップによって行政のスリム化を図れると思えますが、能力アップを今後どのように図っていくのか、町長の所信を伺います。

また、教職員の残業なども部活動を含めて新聞紙上に取り上げられており、今、教育長からお話をいただきましたが、最近では、部活動担当者に報酬を払うなどという報道もありました。部活動は教育の一環だとは理解しておりますが、勉強に差し障りないよう取り組みが必要だと思えますが、教育長の所信をお聞きしたいと思えます。

○議長（望月将名君）

若林一明議員の質問が終わりました。

総務課長の答弁を求めます。

望月総務課長。

○総務課長（望月哲也君）

定員適正化計画の関係でございますが、今年度中に立てるということになっておりまして、今現在、計画を策定検討中でございます。

今年度中には策定しましてご提示できるかと思えます。

以上です。

○議長（望月將名君）

引き続き、町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、再質問にお答えいたします。

適正規模については、再度、正式に練り直すわけですが、私がこれまで歩んだ中では予定どおりといえますか、そんな形で推移しております。

途中で退職した人たちがこれまでに何人かおりますから、大変だなという思いをいたしております。

昔は新卒の応募者はかなり多かったです、このところずっと減っておりまして、23年度には職員採用に24名の応募がございましたが、昨年は11名です。今年は何とか持ち返して、18名くらいの応募があり、近々試験があるわけですが、人数が減ることで業務に対応できるか、そこでなかなか難しいところがあります。

ですから、先ほど総務課長から話しましたが、適正規模のことを再度見直しながら、なおかつ職員には極力、能力アップを図っていただく、そんな思いでおります。

以上です。

○議長（望月將名君）

次に、教育長の答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡辺拓雄君）

部活動の意味についてということで、ご質問があったと受け止めております。

部活動は確かに、特に中学校の先生の負担になっているということは事実であります、中学校の先生と何回か、これについて話す機会がありました。

中学校の顧問の先生にとっては、確かに大変だけれども、子どもと本当に心に向き合える、いい場であるという答えをしてくれた先生もいます。

子どもにとって、やはり成長する大きな場を部活動はつくってくれているとも考えております。

やっではないけないこととしては、何が何でも勝利至上主義で、時間などを無視して突き進む、突っ走っていくようなことがあってはならないと思っております。

人間形成の場であるという認識を持っておりますので、そこにはきちんとした学校としてのルール、節度を持ってやっていける、そんな指導も教育委員会としてはしていきたいと考えておりますので、先ほども言いましたように、人間形成の場にあるという面、プラスの面を評価しながら、今後も見守っていきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月將名君）

総務課長と町長、教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

5番、若林一明議員。

○5番議員（若林一明君）

質問というわけではございませんが、町職員、それから教職員の皆さま、日々、仕事に追われており大変だと思いますが、あらゆる機会を捉えて、望ましい働き方へ向かうようお願いしまして、質問を終わりたいと思います。

○議長（望月將名君）

以上で、2番目の質問を終了いたします。

若林一明議員の一般質問を終了いたします。

次に、4番、小泉昇一議員の質問を許します。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

質問に入る前に、町の最大イベントでありました南部の火祭りに対して、その労をねぎらいながら発言したいと思います。

1週間、2週間前から、この準備にあたりました職員の皆さん、暑い中、玉の汗を流しながら準備に奔走し、おもてなしをしていただきましたことに、厚く感謝を申し上げます。

それでは早速、質問に入っていきたいと思います。

私の質問は、林道の補修と気候風土を生かした特産物の栽培についてであります。

日本の高度経済成長と併せてインフラ整備が進められてきましたが、この間の地球温暖化から来る気候変動により災害リスクが高まり、当たり前町内の林道も老朽化と損壊等が進んでいます。

南部町の面積の9割近くが森林という地形の中で、言うまでもなく、林道は林産物の搬出や森林管理などの林業振興を目的に整備されてきましたが、その一方で、町内の連絡道路としても重要な役割を果たしています。町民の日常生活に欠かせない大切な道路であります。

しかし、現状は落石や崩壊により、その通行は極めて危険であり、通行止め等も余儀なくされています。森林の整備や林業経営に不可欠な基盤整備とは、ほど遠い状態です。

当面、その計画が進められるであろう木質バイオマス発電を活用した、官民連携モデル事業の間伐材搬出にも困難を極める状況であると思います。

このように、森林の荒廃が深刻化する中、町内の林道を早急に補修・改修・整備することと確実な維持管理をすることによって、南部町に観光スポットがない条件を克服し、まだまだ山の恵み、森林資源を有限に生かすことができると思います。

とりわけ、南部町民に親しまれ、町の中心に位置し、はるかより時の流れを越えて私たちの暮らしに恩恵をもたらしてきた、篠井山の西側を取り巻いている成島の剣抜から徳間の大洞までの未舗装部分、13.6キロを含めた19.6キロに及ぶ、林道剣抜大洞線に至っては、安全に通行できる状態ではありませんし、現在、通行止めとなっております。

かつて、数十年前、この月夜の段開発に対して、あらゆる人たちが家畜の育成、さらには果樹の栽培等を試してみました。月夜の段の伏流水を利用し、静岡市の有東木のワサビ栽培業者が長年、その環境の中で一生懸命にワサビ栽培をしてきましたが、高齢で後継者がいないことから県にその用地を返納した経緯があります。

今、月夜の段のワサビ田を再調査し、再開発することによって、ブナの原生林に囲まれ、標高1千メートルに育つワサビは、南部茶・タケノコに次ぐ特産物・名産品となり、町の今後に期待が持てると思っております。

さらには、篠井山の登山基地、奥山温泉の景観ルート、富士川の溪谷・溪流の中にある山水徳間の里へと案内されますし、トレイルマラソンのコースとしても県内外に十分発信できる条件を持っており、南部町に残された観光スポットだとも思っております。

この月夜の段の開発・調査を見逃すことは、町じまい・町たたみにもつながるのではないのでしょうか。

早急に、町内の全ての林道を整備されることを望みます。

町長の前向きな見解をお示しいただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月将名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

小泉議員のご質問にお答えいたします。

林道の補修についてですが、町内の林道は南部地区に20路線、延長62キロメートル、富沢地区23路線、延長40キロメートル、全43路線、総延長102キロメートルの林道があります。

その中で、議員ご指摘の成島地区と徳間地区を結ぶ林道剣抜大洞線は、議員もご存じのとおり、町内でも極めて急峻な地形で、気象条件も非常に厳しい路線で、一度の大雨で路面が50センチ以上も洗掘されてしまったり、路肩決壊や法面からの崩壊も多数起こってしまうような林道であります。

このような林道を良好な状態に保つことは、莫大な費用が掛かってしまいます。

また、現在の社会情勢では、万が一、事故等が起こると、管理責任を問われてしまう状況です。

しかしながら、生活に密着した生活林道においては、限られた予算の中で、住民の皆さまの通行に支障とならないような早急な対応をしているのが現状です。

ご理解いただきたいと思います。

実は先週5日に、職員とともに徳間口から入山し、成島まで現地視察をしてまいりましたが、想像以上に険しい道路でありました。途中、常に落石や土砂流出に気を付けて走行しなければならぬほどの道路状況であります。

次に、気候風土を生かした特産物の栽培についてですが、町では平成21年度に月夜の段へ、「月夜の段・鳥獣の森整備事業」として、隣接する県有林と協力して、約10ヘクタールに実のなる木14種類を植栽しました。当事業は、鳥獣被害対策の一環として、これまで実施してきた駆除や防除だけでなく、動物が住める環境づくりという重要な部分を考えた事業で、当時、新聞にも取り上げられました。

南部町の森林面積は総面積の88%を占めており、そのうちスギ・ヒノキを主体とした人工林の面積率は70%と県平均をかなり上回っています。

鳥獣被害の原因の1つは、餌とならないこの人工林の影響だと考えられることから、山奥に鳥獣の餌場となる環境づくりをしました。

この事業の1つの区切りとして、現在まで鳥獣害から守っていたフェンスを、苗が育つ10年

を目途に撤去する予定です。平成21年度に事業がスタートしましたので、2年後には撤去して野生動物に開放していく予定です。

さて、ご指摘のワサビ田は、まさにこのすぐ隣を流れている沢にあります。せっかく再生される鳥獣の森ですので、この環境を壊すような開発は避けたいところですが、もし実行するのであれば、人があまり足を踏み入れないような、もしくは野生動物と共存できるような開発を考えなければならないと思います。

そこで、百閒は一見にしかず、ワサビ田の調査を産業振興課においていたしましたので、その結果をお伝えいたします。

まず、現地は先ほど申し上げたとおり、鳥獣の森整備事業のフェンスのすぐ隣の沢にあり、林道からは徒歩で約10分程度の場所です。広葉樹に囲まれ、きれいな水が流れる非常に素晴らしいロケーションで、ワサビ田はそこに石積みでつくられ、幅は約10メートル、長さ約200メートルほどの規模でした。水もしっかり流れており、すぐにでも栽培を開始できそうな状態です。

次に、このワサビ田の今に至る経過も調査してまいりました。

土地は、睦合財産区の土地を借り、静岡の方が栽培していたそうですが、シカによる獣害や、十枚山に向かう登山道が真横を通っていることから登山者による盗難が相次ぎ、事業を断念したそうです。

この中で、シカによる獣害が非常に気になるころでしたが、山梨県特用林産振興協議会において、ワサビの産地である小菅村から深刻な被害があるとの事例発表があったように、意外かもしれませんが、実際にワサビのシカによる被害は非常に多いようです。

以上のことから、林道の整備、野生動物との共存、盗難対策、獣害対策、栽培者の確保、これらがクリアできれば、標高1千メートルで栽培する月夜の段ワサビも夢ではないと思いますが、現状においては大変厳しいと思います。

いずれにしても、今後はご指摘のように、一步進んだ考えの中で観光をプロデュースしていき、山梨県の南の玄関口として誇れるよう、我が町の豊かな自然環境の素晴らしさを大いにアピールし、集客に結び付けたいと考えております。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

全国の至るところで、鳥獣被害というものは難しい問題となっていると思います。

その中で、あらゆる工夫と知恵を出し合いながら、おのおの素晴らしい農産物などを一生懸命やっている地域もごぞいます。

むしろ、野生動物がそこに共存して、我々と一緒に共存しているということは、観光の部分については、1つの売りになるのではないかと逆に思っております。

そして、山梨県内の道の駅を見ますと、その多くのワサビが長野県安曇野の大王わさび園の品目です。非常に寂しい思いをいたします。

ワサビは、日本の食生活の中では、料亭を含め一般家庭、飲食店等で非常に需要が高い食材として持てはやされております。

町長の言葉にありましたように、あそこでワサビを栽培する見通しが立つようなものが見い出せたら、南部町の経済効果にもなると思いますし、お茶・タケノコに次ぐ第3の特産品になるであろうと思います。

また、まだまだ働きたい、自分が持っている知恵や全てのものを生かしたいという、退職した高齢者もいます。中伊豆の栽培業者、有東木の栽培業者、町長からも説明がありました小菅村の栽培業者等から研修し、南部町のワサビを栽培する方向で、前向きに考えていただきたいと思います。

林道の補修・改修の部分ではありますが、ただ現状でできないということでは、そこから前へ出ることもできませんから、峡南林務環境事務所や県の林道課に働きかけをし、補助金を受けて早急に、通行止めの部分を改修・補修などの整備をしていただきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月将名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

問題はその林道です。ちょっとした雨が降るだけで、すぐに土砂が堆積します。

先ほど申しましたが、現地は想像以上に険しく、途中には何箇所か大きな石があり、それをロープで引きずってと、そこに行くまでの過程がなかなか大変でした。ただ、上がり切れば、ワサビ田も見ましたが、非常にいいところです。

ですから、この林道改修ということは、県に大きく呼び掛けてやっていただきたいと思っております。

ただ、少しの雨が降るだけで整備が必要な状況の繰り返しになっていますから、最近の状況をちょっと見ていただければ、そのへんのことがご理解できるかなと思っておりますが、先ほど言いましたように町でも支援をいたしますが、全部を改修となるとなかなか大変であると考えています。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

4番、小泉昇一議員。

○4番議員（小泉昇一君）

今、町長から答弁を受けましたが、先ほど私が言いましたが、補助金を申請していくという考えを持っているという理解でよろしいでしょうか。

○議長（望月将名君）

小泉昇一議員の質問が終わりました。

建設課長の答弁を求めます。

若林建設課長。

○建設課長（若林邦治君）

ただいま、小泉議員の質問の中で補助金の要望ということでありましたが、以前は林道ソフ

ト事業という補助メニューがあったわけですが、やはり県の財政も相当厳しく、治山事業等においても県の補助がありましたが、林道ソフト事業とともに県の補助事業のメニューがなくなったということが現状であります。

確か、平成16年あたりまであったと思いますが、その後、そのメニューはなくなってしまいました。

以上です。

○議長（望月将名君）

引き続き、町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それに関連しまして、今、全国で森林環境税ということが大いに騒がれておりますが、それが本当に具体化されれば、山に囲まれている町ですから、大いにそれを訴えていきたいと思っておりますが、現状とすれば、なかなか大変だなということをご理解いただきたいと思っております。

以上です。

○議長（望月将名君）

以上で、小泉昇一議員の質問を終了いたします。

次に、7番、遠藤光宣議員の質問を許します。

7番、遠藤光宣議員。

○7番議員（遠藤光宣君）

それでは、一般質問をさせていただきます。

小学校適正配置に関する教育懇談会の結果と児童数・財政面を考え、今後どう進めていくのかについて教育長と町長に問います。

南部町では子どもの数が減り、町内小学校の小規模化が進んでいます。規模が小さくなると、さまざまな教育上の課題が生じます。

町の教育委員会では、この問題に対する具体策として、南部町立小学校適正配置に関する具申書を平成28年3月にまとめ、町長に提出されました。

その後、教育懇談会が開催され、地区別それぞれの地域住民に十分に説明されました。

今年度に入り、具申書説明資料の小冊子配布や具申内容説明の区出張教育懇談会が開催されたが、これらの結果はどうだったのか。住民の皆さんは十分理解されたのか。

また、この会で出された意見等に対してどう考えているのか。これからどのように進めていくのか、教育長に伺います。

併せて、南部町立小学校適正配置に関する具申書説明資料の本町児童数の推移を見ると、4年後の平成33年度の小学校への入学児童数が町内全体でも32人と非常に少ない、驚きの児童数が示されております。

そこで、今年度の町の当初予算の町民1人当たりの暮らしにどう使われるのかを見てみると、数ある項目の中で学校教育費が52万3,421円、総額で5億6,565万1千円と町の予算の1割を占めています。

南部町の国や県からの今年度の実質交付税額は、7.5%のマイナスとなって非常に厳しいのが現実だと思われまます。このような状況の中で、これから先の町の財政面から考えても、小

学校の統合は早急な対応が望まれると思うが、町長の考えを伺います。

○議長（望月將名君）

遠藤光宣議員の質問が終わりました。

最初に教育長の答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡辺拓雄君）

遠藤議員のご質問にお答えいたします。

教育委員会は平成26年7月に、南部町立小学校適正規模等検討委員会に対し、小規模化が進む小学校の適正規模、適正配置について諮問をしました。

同検討委員会は、小規模校・過小規模校の視察、一般町民、小・中・幼・保の保護者を対象にした意識調査、各種資料の精査など多角的に検討を行い、平成27年12月、教育委員会に対し審議の結果を答申しました。

教育委員会は、この答申をもとに審議し、教育委員会の考えを南部町立小学校適正配置に関する具申書としてまとめ、平成28年3月に町長に提出しました。

具申は、町の将来の発展を見据えた方策を心掛けること、この子どもたちのためにより良い教育環境を整えること、住民の意向に沿った方策を心掛けることの3点を基本的な考え方に据え、現在4つある小学校を2つのグループに分け、それぞれ目途とする年度に統合し、通学区域も併せて見直すことが主な内容となっていますが、この方策を進めるにあたっては、保護者および地域住民に十分説明し、理解を得ることを条件としています。

そのため、教育委員会といたしましては、時間をかけ丁寧に説明するという考えのもと、平成28年度は4小学校で保護者を対象とした懇談会、町内4地区での地区教育懇談会、保育所・幼稚園保護者を対象とした懇談会を開催しました。

本年度になりまして、さらにきめ細かく町内を巡らせていただくということで、各区に向向出張教育懇談会を開催したところです。

また、本年4月には、より多くの方に具申内容をご理解いただくために、「皆で考えてください、小学校のこと」と題した小冊子を作成し、全世帯に配布をさせていただきました。

さて、遠藤議員の結果はどうだったのかというご質問でございますが、昨年度より現在までの懇談会開催回数は合計29回、延べ556人の方々にご参加をいただきました。

その詳細な内容は、全て町のホームページに掲載しております。

次に、これらの会でも出された意見等に対してどう考えているのか。これからどのように進めていくのかのご質問ですが、いただいたご意見の中には、「地域から学校がなくなることに對する反対意見」、また「将来予測の捉え方の際による早期統合意見」、「2校でなく1校にすべき」といった意見等もありました。

また、統合を見据えたスクールバス運行に関する意見や児童館に関する意見など、これからの議論において示唆に富むご意見もいただきました。

教育委員会といたしましては、答申の尊重、総合計画に基づく町の将来像、子どもの学校生活上の負担軽減などを勘案しながら、懇談会におけるさまざまなご意見を検討させていただきましたが、これまでどおり、具申内容に沿って取り組むべきであると考えております。

なお、現在、具申内容について、どれだけ町民の皆さまにご理解いただいたか客観的な数字を把握するためのアンケートを実施しています。この数字は、先ほど述べましたように、教育

委員会としての丁寧な説明が、町民の皆さまにどれくらい行き届いているかを知る目安ともなります。行き届いていなければ、再度、地区に出向き説明することも考えられます。

結果につきまして、集計作業が終了次第、公表させていただくとともに、その結果を携えて町民の皆さまに意見交換していただく場を設けることを検討しております。

以上です。

○議長（望月将名君）

引き続き、町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、遠藤議員のご質問にお答えいたします。

遠藤議員のおっしゃる急激な少子化につきましては、国も非常に危機感を持ってその対策に取り組んでいるところであります。

現在の人口を維持するためには、合計特殊出生率を2.07に上げる必要があるといわれ、そのためのさまざまな施策が打ち出されておりますが、これといった効果的な施策は、いまだに打ち出されていないのが現状ではないでしょうか。

一方、南部町は第2次南部町総合計画「南部町まち・ひと・しごと創生総合戦略」におきまして、子育て環境の整備を重点課題の1つと位置付け、学校教育に関わる環境、教育内容の充実に取り組んでおります。

町の財政が非常に厳しいとのご指摘ですが、教育は人づくりであり、人づくりはまちづくりの根幹を成すものです。そのためには、将来を見据えた教育投資が必要となります。

教育の裾野は大変広く、その教育投資の効率性を重視すべき分野はもちろんありますが、一方、効率性という視点ではなく、長い目で教育効果の検証をしていかなければならない分野もあると認識しております。

ですから、今後、費用対効果を検証すべき部分はしっかりと検証していきますし、人づくりのために力を注ぐべきところにはしっかりと注いでいきます。

この点をご理解いただきたいと思っております。

次に、小学校の統合は早急な対応が望まれるとのご質問ですが、教育委員会から南部町立小学校適正配置に関する具申書の提出を受けるにあたり、具申書にも書かれているように、保護者および地域住民に十分説明し、理解を得るよう指示いたしました。

その結果、内容につきましては、先ほど教育長が説明したとおりでございます。

私としましては、具申内容同様に小学校は2校とし、互いに切磋琢磨できる環境が望ましいと考えております。

また、年頭のあいさつで申し上げたとおり、この課題につきましては、年内に結論を出す所存でございます。

なお、期間については前倒しもあるかもしれませんが、12月までに発表いたします。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長と教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

7番、遠藤光宣議員。

○7番議員（遠藤光宣君）

私もできる限り懇談会に参加させていただきましたが、地域住民の皆さまの参加が非常に少なく残念に思いました。

町の執行部や教育委員会の皆さんには、非常に大変ご苦勞さまでした。

教育長の答弁で、具申内容のとおり進める計画でいるという話でしたが、新聞報道等にもありましたが、4校を2校にしてそのあとまた1校にするのだったら、前倒して、多少期間は遅れても、4校を1校にすることも案ではないかという意見が、私のところには数々入ってきます。

私は、どちらかという、4校を1校にすることもありではないかなという持論であります。

今かかっている予算を削るため、教育費にお金をかけないために、こういう方向を目指すのではなくて、今、使っているお金を最大限に有効に使って、南部町独自の教育を見い出せたらなど常々思っております。

メリット・デメリット、今までいろいろ資料等を見たり、新聞や会計監査報告等を読ませてもらったりしますとあります。確かにメリットは少数であるのは、百も承知です。

ただ、デメリットというものは、なかなか表に出てこないという失礼ですが、私の考えからいったら、子どもの教育について、国は40人学級ということで定めていますが、山梨県の場合には、特例で35人学級ということで進めているわけですが、例えば仮に南部町の小学校を1校にした場合、平成33年度の入学児童数で計算すると、32名が2つのクラスに分かれることができれば、国・県で進めている、学校とすれば2クラスがベストな状態だということであらうと思っておりますから、最終的にそこにいくのだろうから、できるだけ早くそういう方向に視線を向けて考えることもいいのではないかなと思います。

先ほど町長からも答弁がありました、前倒しもあるということで、その点については期待したいと思います。

最後になりますが、学校の統合問題は町の将来を考え、子どもたちのことを考え、地域の将来を考えると大きな問題で、重要な時期に来ていると思われま。

これから先の南部町を考えたとき、町内4小学校を1校に統合し、より健全な規模で学校運営を行い、現在行われている教育内容や質を落とすことなく、南部町独自の特徴を出して進められることを望みます。

例えば、小学校の段階で英語の教育によそよりも突出して力を入れるとか、話は変わりますが、現在運行されているスクールバスを、いろいろな規制はあると思いますが、町営バスとの併用等も考えてこれからの時代に合った運行計画や調査をし、国・県へ働き掛けて1日も早く、より効率の良い運行を提案して、私の質問を終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、遠藤光宣議員の一般質問を終了いたします。

ここで、暫時休憩いたします。

再開は、午後2時55分です。

休憩 午後 2時45分

再開 午後 2時55分

○議長（望月将名君）

それでは、休憩前に引き続き、会議を再開いたします。

次に、6番、市川強議員の質問を許します。

市川強議員の質問は3問あります。

まず、1番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

3問ありまして、まず1問目です。

マイナンバーカードの活用。

政府は9月25日から開始をめぐり、マイナンバーカードをポイントカードとして使えるように、地域経済活性化策でクレジットカード会社や携帯電話会社、電力会社などがポイント交換に参加する方針を固めた。

地方自治体がボランティアや健康に関する取り組みなどを行った住民に付与している自治体ポイントに、参加企業のポイントやマイレージを一定比率で交換できるようになる。

自治体ポイントは現在、全国約500の自治体が健康ウォークや特定健診などの健康事業のほか、子育て支援や清掃などのボランティアに参加した住民にポイントを発行している。

総務省は、使われていないポイントやマイレージを新たな地域の財源に回す施策で、全ての自治体に呼び掛け、創意工夫で地方の活性化につなげたいと強調している。

そこで、現在のマイナンバーカードの発行状況と今後の発行数増加に対する方法、自治体ポイントへの参加はあるのか、町長の考えを問います。

○議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

まず、南部町のマイナンバーカードの発行状況ですが、8月末現在、申請受付システムに登録された申請者が830件、カードの発行が735件、交付割合は8.97%となっております。これは峡南地区を見ましても、ほぼ同じような状況となっております。

また、今後の発行増加に対する方法というご質問ですが、今現在、マイナンバーカードを通じて利用可能なサービスが構築されていないことが、普及しない一番の原因だと考えられます。

現在、カードを取得している方は、確定申告に使われる方、事業所で取得を求められた方、身分証明書として使いたい方、興味がある方などではないかと考えられます。

しかし、約2年後には健康保険証がマイナンバーカードへ統合されるとの動きがあるほか、子育て関係の申請など、さまざまなサービスの構築が見込まれ、そのサービスを受けたい方の需要が増え、カード取得者が増加することが見込まれます。

なお、本町は峡南地域で唯一、本人が来庁しての申請を受け付けることもできる方式を取り、写真撮影のサービスを行い、高齢者等が申請しやすい環境を整えております。

次に、議員のおっしゃるとおり、総務省は9月より、地域経済応援ポイント導入による好循環拡大プロジェクト事業をスタートさせます。

これは、地域活性化の取り組みという一環もありますが、普及が進まないマイナンバーカードの取得を促進する狙いもあります。

さて、このポイント事業には、民間企業が参入する地域経済応援ポイントと、自治体が付与する行政ポイントがあります。

まず、地域経済応援ポイント事業ですが、これはクレジットカード会社、航空会社、電力会社、携帯会社などの12社の民間事業者が発行するポイントを、事業参加の登録をしてある自治体の地域経済応援ポイントに交換でき、その自治体が手続きをした公共施設や地域の特産品サイト、町の商店などでポイントを利用できるというサービスです。

例えば、携帯会社の1万ポイント、仮称ですが、南部町ポイントに交換し、スポーツセンター等の使用料や地域の特産品サイト、町内の商店で利用することができるようにするものです。

この1万ポイントが、例えば1万円とすれば、この1万円が携帯会社から南部町へ入金となります。その後、町はポイントを利用した施設等に使用ポイント分を支払います。

また、1万ポイントのうち、7千ポイントだけ使用した場合は、期限を迎えた残りの3千ポイント、つまり3千円は町への収入となります。

さらに、南部町へ寄附を行う場合も、このようなポイントの利用ができることとなります。つまり、地域経済応援ポイント事業では、町財源の持ち出しはありません。

次に、行政ポイントであります。健診を受診した場合、ウォーキングに参加した場合、ボランティア活動へ参加した場合などに町が参加者に南部町ポイントを付与し、先ほどと同じようにスポーツセンターの使用料等に利用できることとするものです。

これは、まちづくりや町行事への参加者の増につながる可能性はありますが、町がポイントを発行するため予算計上が必要となります。

この事業については、昨年末の概要説明後、この8月に参加企業や導入手順などの詳細の説明を受けたばかりであり、現在、担当課で調査・研究を行っているところであります。

民間企業から南部町ポイントへの交換が多ければ、町内の地域活性化等につながることであります。

一方、この事業の導入に際しては、次のような課題があります。

効果のあるものにするためには、民間のポイント利用者の取り組みが必要ですが、ポイント交換は全ての自治体とできますので、魅力ある事業展開をしなければ南部町ポイントに交換していただける人は少ないと思われれます。

次に、個人がポイントを利用する場合には、マイナンバーカードのほか、パソコン、ICカードリーダーなどの整備とインターネット環境が必要です。

さらには、町内商店でポイントが利用できるようにするには、商店の機器の整備と商店との事業連携の確立が必要となります。

今後は、この事業についてさらに調査・研究を行い、効果的な取り組みについて検討していきたいと考えております。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

9月25日に開始予定のマイナンバーカードの自治体ポイント制度、マイナンバーカード1枚でさまざまなサービスが受けられることで、町民の利便性は向上する。

近所や道路を清掃したら1点、ボランティアをしたら1点、さまざまな取り組みで住民に付与することができます。

やるもやらないも、行政の能力次第になるでしょう。

これは、クラウド上のサービスですから、いつも言っている「お金がない」、「予算がない」、「100%補助金が出ても、使い方が分からない」、「能力がない」などありませんから、町の負担はそんなにはないんです。

個人の環境の負担は個人のことでですから、あまり考えなくてよいと思っています。

どうですか。

○議長（望月將名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

おっしゃるとおり、行政の負担というものはありません。

例えば、先ほど言ったような場合に限りありますが、これについては、職員が8月末にいろいろと勉強してまいりまして、私もその職員からレクチャーを受けました。ここに全てあります。これもぜひお渡しします。

これを見ますと、なかなか簡単にはいきません。

確かに、やらないわけではないですよ。これがうまく回れば、我々も参入するという気持ちではいますが、そこにはいろいろな制約がありますから、簡単に町の財源になるとか、商店の活性化につながる、そんなに甘いものではありませんから、後ほどこれをお渡ししますから、ぜひ読んでいただきたいと思います。

以上です。

○議長（望月將名君）

町長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

こういうものは、最初にやってニュースバリューが上がるんですよ。

町が参加したということで名前が売れるということですから、最初にやって、個人の商店などが参加するかしないかは個人の自由ですので、なるべく早く実現していただきたいと思います。

回答はいりません。

○議長（望月將名君）

市川強議員の質問が終わりました。

以上で、1番目の質問を終了いたします。

次に、2番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

日本年金機構は、従来、最低25年300カ月の納付実績か免除実績がなければ、65歳からの年金受給資格が得られなかったが、今年8月より、10年120カ月の納付か免除実績があれば年金取得可能となりました。

この制度により、日本全体で基礎年金の受給資格を得る人は約40万人で、厚生年金も含めると、対象者は64万人に上がる見込みです。

さて、南部町では、現在、この新たな120カ月の対象者は何人いるのか。

また、その対象者に年金事務所とは別に制度を知らせたのか。手続きは今現在、どこまで進んでいるのか。

また、国民年金加入者における未納者数、免除者数、免除対象者数、納付猶予者数はいかほどか問います。

○議長（望月將名君）

市川強議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、市川議員のご質問にお答えいたします。

国民年金事業の一連の業務運営は、国から日本年金機構に委託され、その事業の一部は市町村長が行うこととされています。

市町村は法定受託事務として資格取得、喪失、保険料免除、老齢基礎年金請求、死亡時年金請求などに関する一部の事務を行っています。

日本年金機構、近くは竜王の年金事務所への情報提供や窓口での住民対応は、国保年金系の保有データに基づく確認により行っており、年金記録全般や厚生年金に関することなどは、町には知らされておられません。

議員のお話のとおり、年金の資格期間が25年から10年となり、先月から施行となりました。

今回の法改正により、対象となる方には、今年2月下旬から7月上旬にかけて、年齢の高い方から順次、年金機構より直接、お知らせと併せて年金請求書の用紙が送付されています。

目につきやすいA4サイズほどの黄色の窓開き封筒が使用され、10月の初回支払いに間に合うよう、7月までの提出を促すご案内がされています。

また、生活保護費受給者に対する対応については、各機関の連携を図る上から、対象受給者には福祉事務所からも連絡がされており、町に相談のあった支給者には、内容の説明と勧奨を行ったところです。

以上のことから、町単独での対象者に対するお知らせの発送等を行っていない状況です。

ご質問にありました手続きの状況については、年金事務所に照会しましたところ、8月29日時点で南部町の対象者17人のうち、7人が提出されたとのことでした。

また、保険料免除申請の状況については、全額免除68人、半額免除4人、4分の3免除3人、学生納付特例による免除98人、納付猶予は36人との回答がありました。

免除対象者であるかどうかは、申請時の状況審査によるので対象者数は分かりません。

未納者数には回答がありませんでした。

今回の資格期間短縮による請求手続きについて、年金事務所へは混雑緩和のため、電話予約の上、来訪するようにとされております。

ただし、全ての加入期間が国民年金第1号、被保険者期間の方は役場の窓口でも受け付けができます。

また、資格期間が10年未満の方にも、年内をめどにお知らせの送付開始が予定されています。

町でも年金事務所と連絡を取りながら、今後も必要により広報掲載などで周知を図りたいと思います。

このほか、竜王年金事務所では月に一度、総合会館で出張年金相談所を開設しています。

また、年4回、役場本庁舎内で社会保険労務士による年金相談窓口も設けられておりますので、役場窓口、広報やFM告知放送でご案内していきます。

以上です。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

10年にならない方にはこれからお知らせするというのですが、10年に足りない方の中に、90カ月とか100カ月とかいると思いますが、その中に10年の追納の制度というものがありませんよね。10年の追納制度と後納制度がありまして、それらのことを広報に詳しく載せることによって、90カ月とか100カ月の方を救うことができますので、それらのことを告知したほうが良いと思います。

たぶん、年金事務所に聞いても教えてくれないかもしれませんから、その対象者には、町で調べれば分かるんですかね。

もし、そのような方がいましたら、その追納制度と後納制度を詳しく教えてあげてもらえますか。

○議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

住民課長の答弁を求めます。

四條住民課長。

○住民課長（四條理恵君）

後納制度があることについては、以前にはお知らせしたことがあるかと思いますが、今回のことになってからは、お知らせはしていないということですが、今後、年金事務所と協議をする中で、今はちょっと年金事務所のほうが専用ダイヤルを設けていまして、もういっぱいという状態でなかなか対応が難しい中でのことですので、今後検討していきたいと思います。

○6番議員（市川強君）

追納制度です。

10年の追納制度というのは、追納が承認された日の前10年以内の免除・猶予期間を、後から納付するということです。

だから、その追納制度と後納制度をよく説明して広報で知らせてもらいたい。

○住民課長（四條理恵君）

今回の説明の中でもパンフレット等が入っておりまして、対象者の方にはいろいろな方法があるということでお知らせをしております。今後、10年に満たない方につきましても、年金事務所でも同じように考えているかと思われますので、そのへんは確認いたしまして対応します。

○議長（望月將名君）

四條住民課長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

（ な し ）

以上で、2番目の質問を終了いたします。

次に、3番目の質問を求めます。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

町内の学校において、平成24年度から5年間のパソコン体験授業が28年度に終了して、29年6月からは、タブレットによる授業が開始されました。

5年間のパソコン授業によって児童生徒は何を得たのか、何が足りなかったのか、パソコンとインターネット環境はこれからはさらに重要な生活の一部になるのに、5年で終了してしまった原因は何なのか。

また、6月より始まったタブレット授業において、パソコン授業の体験を生かして、何が重要と考えているか。これからの授業内容はどのようなものか。Wi-Fi環境はどうなっているのか、教育長に考えを問います。

○議長（望月將名君）

市川強議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡辺拓雄君）

市川議員の3点目のご質問にお答えいたします。

これまで、小中学校において使用してまいりましたパソコンは、平成21年度に小中学校情報通信技術環境整備事業として各校のパソコン教室に整備したものであり、当時のオペレーティングシステム、いわゆるOSはウィンドウズXPでありました。

その後、ウィンドウズXPのサポート終了に伴い、平成25年度にウィンドウズビスタにアップグレードして使用してまいりました。

ご質問には、5年で終了とご指摘がありましたが、このたびのタブレットパソコン整備は、ウィンドウズビスタのサポート終了とパソコン本体の老朽化による学校ICT環境の更新事業と捉えております。

次に、児童生徒が何を得、何が足りなかったのかのご質問ですが、これまでパソコン教室では、パソコンに慣れ親しむことから始まりまして、インターネットを活用した調べ学習、パワーポイントを使った学習発表資料の作成、ソフトウェアを使って必要な計算をさせるプログラミングなどの授業を行ってきました。

ただし、児童生徒がパソコンを使う授業は、パソコン教室に移動する必要がありました。

今年度の学校ICT環境整備事業では、各小中学校の最大人数クラス分と特別支援学級分に指導者用を加えたタブレットパソコンを導入し、さらに中学校には、最大人数クラス分のノートパソコンを導入しました。

また、各教室および職員室には、Wi-Fi環境を整備しましたのでパソコン教室に移動する必要はなく、各教室でタブレットパソコンを活用できるようになっています。

タブレットパソコンを使った授業において、何が重要と考えているかのご質問ですが、タブレットパソコンの活用により実現が容易になる学習場面としては、思考の過程や結果が可視化できること、多くの人の考えなどを瞬時に共有できること、何度でも試行錯誤できることなど対話型で思考を深める授業が可能となることが考えられます。

教育委員会では、こういった特徴を生かして課題解決型の学習、すなわち主体的・共同的・探究的な学びの実現を目指していきたいと考えております。

さらに、情報を自己の目的に適合するように使うことができる能力、いわゆる情報リテラシーや情報モラルを学ぶことが、これからの時代を生きていく子どもたちに求められていると考えております。

当然のことではありますが、こうした教育ICTによる学びの実現には、現場教員のタブレットパソコンを活用した指導力の向上が欠かせません。

教育委員会は、今年4月に教育支援センターにICT支援員1名を配置し、各小中学校を巡回して指導・助言にあたり、効果的なタブレットパソコンの活用に取り組んでおります。

以上です。

○議長（望月将名君）

教育長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

時代の流れに乗り、テレビモニター、投影のスクリーン、電子黒板、パソコン、タブレット、次々に教育現場にいろいろ出てきますが、生徒の意欲が大事。その前に、教える側に電子機器に対しての能力があるのか。単なる触って楽しむ授業もよいでしょうが、パソコンと同じように、リース期限が切れたら取りやめなのか。問題は学年ごとに適した教え方ができるのか。先進地域により、良い点・悪い点を学んでいるのか。

そのようなことが考えられます。

いかがですか。

○議長（望月将名君）

市川強議員の質問が終わりました。

教育長の答弁を求めます。

渡辺教育長。

○教育長（渡辺拓雄君）

市川議員のご質問にお答えいたします。

確かに、現在は昔と比べものにならないような教育機器、電子機器が教室にはたくさん配置されております。

現状、そういう機器に対して、得意な先生もいるし、不得意な先生もいるかと思えます。

ここから先は、実態調査をしてはけませんので一般論になりますが、たぶん年配といいますが、年を取るほど、機器に慣れるまでには時間がかかるということは考えられることです。

このICTの授業でタブレットパソコンを配置することにつきまして、先ほど申し上げましたように、ICT支援員をこの4月に設けまして、現在、各学校で先生方にまず機器に慣れてもらって、それを活用して有効な授業に使えるように、各学校を指導に回っております。それが現状です。

教育委員会としては、このタブレットパソコンは教育効果が高い、効果的な教育機器であるという認識を持っております。

先ほど市川議員から、子どもたちの意欲を引き出すことが大事だご指摘がありましたが、全くそのとおりだと思います。

年配の先生方という表現をさせていただきましたが、言い換えれば、ベテランの先生方です。引き出しには、指導のノウハウ、それからアイデアを詰め込んだ先生方ですので、ICTと、ベテランの先生方のアイデアを融合させて、子どもたちの意欲を引き立てられるような授業ができる環境をつくっていけるように、教育委員会としてもさらに指導していきたいと思っています。

なお、先進地域での研修というご指摘もありましたが、山梨県内にいくつかICTの研究指定校がございまして、秋から冬にかけて、今後、公開研究会を控えております。そういうところへ出向いて、先進的な勉強をして職場に還流できるように、教育委員会としても指導をしていきたいと思えます。

以上です。

○議長（望月將名君）

教育長の答弁が終わりました。

質問はありませんか。

6番、市川強議員。

○6番議員（市川強君）

学校ICT環境は、学校・委員会・行政が一体となって、この町の大事な宝の子どもたちに、都会の学校に遅れを取らない教育を全力で取り組んでいってもらいたいと思えます。

以上で終わります。

○議長（望月將名君）

以上で、3番目の質問を終了いたします。

市川強議員の一般質問を終了いたします。

次に、2番、若林良一議員の質問を許します。

2番、若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

災害に備えて河川管理の対策をとということで、質問をさせていただきたいと思えます。

今年7月、線状降水帯の停滞により、福岡・大分両県が豪雨となり、大災害が発生いたしました。

近年の災害による被害は、毎年のように大災害として起きており、その被害は尊い人の命を失うという悲惨な状況で、私も心が痛み、1日も早い復興を願わざるを得ないところでありま

す。

そこで、南部町の災害危険箇所を調べたところ、数多くの河川の支流に倒木・流木等が多く、堰堤の土砂堆積がかなりの量になっております。

ある地域では、実際に鉄砲水が出たという報告も受けております。

本町の地域柄、河川を背にする住居も多く、倒木等による河川の氾濫の原因となり、土石流等での住宅倒壊や人命にもかなりの危機感があります。早めに、できる限りの流木・倒木等の排除、堰堤の土砂の撤去を求められ、1日も早い対策を考えていくことが重要であると思えます。

防災に強いまちづくりに向け、その対策を強化している南部町であると認識しておりますが、これからの防災力や消防力強化に向けたまちづくりに対し、さらなる対策が必要だと思っております。

そこで、町長は、これらの防災力や消防力の強化に対して、どのようなお考えを持っているかお聞かせください。

○議長（望月将名君）

若林良一議員の質問が終わりました。

町長の答弁を求めます。

佐野和広町長。

○町長（佐野和広君）

それでは、若林議員のご質問にお答えいたします。

議員ご指摘のとおり、7月には九州北部において、記録的な豪雨による大規模な山地災害が発生しました。この災害では、特に山腹崩壊等に伴い、上流域の山林から土砂とともに多量の樹木が流出し、下流域に大きな被害を与えました。

本町におきましても、今後、台風の経路や秋雨前線の位置により、局地的な記録的短時間大雨情報や土砂災害警戒情報が出てもおかしくない状況であります。

まず、議員ご質問の堰堤の堆積土砂についてですが、町内には県土木所管の砂防堰堤や県林務部所管の治山堰堤など、複数のコンクリート堰堤があります。また、荒廃した溪谷はさらに多くあります。

これらの堆積土砂や立木の撤去は、仮設道路設置など莫大な費用等がかかり、撤去の実現はかなり難しい状況ではありますが、今後も県・国へは働き掛けていきたいと思えます。

先週、9月8日、県へ行きましてこのへんのことを要望いたしました。

このような状況の中、国土交通省では全国的に土砂災害が相次いだことを受けて、今まで土砂を止めて下流の人家等を守り、不透過型の堰堤設置の考えでしたが、昨年4月に砂防堰堤の設置指針を見直し、これまでの土砂を止める不透過型から立木補足の透過型の採用を原則とし、既設の不透過型箇所でも透過型に改良を進めていく方針です。

現在、町内では、土木部の砂防堰堤2カ所と林務部の治山堰堤3カ所の事業を展開しています。

また、防災に強いまちづくりに向けた防災力と消防力の強化についてということですが、今後も異常降雨や台風等に起因する災害・地震等に対して災害を最小限に抑えるため、施設整備等のハード対策と併せ、大雨警報や土砂災害警戒情報等の迅速かつ的確な収集を行い、人命救助を第一に考慮した避難勧告等の伝達を行うとともに、自主防災会を中心とした図上訓練や講

習会の開催、消防団員への教育・訓練等を実施、防災力および消防力の強化に努めてまいりたいと考えております。

○議長（望月将名君）

町長の答弁が終わりました。

再質問はありませんか。

2番、若林良一議員。

○2番議員（若林良一君）

今、町長から前向きな回答をいただきました。

私も、以前より消防団に関係しておりますが、災害に対しての意識が高まったと感じております。

防災力については、全ての地区が災害危険地域であるわけではありませんが、町の担当課の方と地区の方で、もしこういうときがあったらこの場に、このように避難するんだということ、一緒になって勉強していただくことも必要だと思います。

消防力の強化についても、もう一歩前へ出て、自分の住んでいる場所、自分の担当している地区の消防にもう少し目を向けていただいて、現場を見るということも大事であると思います。

町では、防災に力を入れているということは十分承知しておりますが、引き続いて防災力の強化・向上を進め、皆さんで頑張っていくことがベストではないかと思っています。

以上で、質問を終わります。

○議長（望月将名君）

以上で、若林良一議員の一般質問を終了いたします。

これで、一般質問を終結いたします。

○議長（望月将名君）

日程第10 議員派遣の件についてを議題といたします。

お諮りいたします。

お手元に配布してあります議員派遣の件のとおり、議員派遣することに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、お手元に配布してあります資料のとおり、議員派遣をすることに決定いたしました。以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

なお、明日13日、水曜日には文教厚生常任委員会、明後日14日、木曜日には総務建設常任委員会の審査が行われます。

会場は2階大会議室、開会は午前9時からであります。

時間までに2階大会議室にご参集くださるよう、よろしく願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 3時38分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年9月12日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

望 月 光 彦

会議録署名議員

小 泉 昇 一

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 9 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 2 0 日

平成29年南部町議会第3回定例会（第2日目）

議事日程（第2号）

平成29年9月20日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 現地視察

4. 出席議員は次のとおりである。（12名）

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
5番	若林一明	6番	市川強
7番	遠藤光宣	8番	仲亀佳定
9番	森田守	10番	堀之内可和
11番	望月藤一	12番	望月將名

5. 欠席議員（なし）

6. 会議録署名議員

5番	若林一明	6番	市川強
----	------	----	-----

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名（2名）

企 画 課 長 望 月 一 弥 建 設 課 長 若 林 邦 治

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名（1名）

議 会 事 務 局 長 小 倉 弘 規

開議 午前 9時30分

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

ただいまから、平成29年南部町議会第3回定例会、2日目の会議を開きます。

ただいまの出席議員は、12名で定足数に達しておりますので、平成29年南部町議会第3回定例会、2日目の会議は成立いたしました。

それでは、ただちに本日の会議を開きます。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により、議長において、5番 若林一明議員および6番 市川強議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 ただいまから、現地視察を実施いたします。

本日の視察場所は、お手元にお配りいたしました現地視察日程表のとおりであります。

ただちに現地に向かいますので、準備をお願いいたします。

《現地視察》

○議長（望月將名君）

現地視察が終了いたしました。

以上で、本日の日程は全て終了いたしました。

次の本会議は、明後日22日 金曜日、午前9時30分より、3日目を開きます。

議員の皆さまは、午前9時までに控え室へご参集くださるようよろしくお願い申し上げます。

本日は、これにて散会いたします。

大変ご苦労さまでした。

議員の皆さまは、控え室にお集まりください。

散会 午後 3時50分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年9月20日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

若 林 一 明

会議録署名議員

市 川 強

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規

平成 2 9 年

南部町議会第 3 回定例会会議録

9 月 2 2 日

平成29年第3回南部町議会定例会（第3日目）

議事日程（第3号）

平成29年9月22日
午前9時30分開議
於 議 場

1. 議長あいさつ
2. 開議
3. 日程報告

日程第1 会議録署名議員の指名

日程第2 請願・陳情審査の委員長報告・質疑・討論・採決

日程第3 町長提出議案審査の委員長報告・質疑

日程第4 町長提出議案の討論・採決

議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）

議案第37号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算（第1号）

議案第38号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算（第1号）

議案第39号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算（第1号）

議案第40号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算（第2号）

議案第41号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算（第1号）

議案第42号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計補正予算（第1号）

認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について

認定第2号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について

認定第3号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について

認定第4号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第5号 平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について

認定第6号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について

認定第7号 平成28年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第8号 平成28年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第9号 平成28年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

認定第10号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について

追加日程第1

発委第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書の提出について

発委第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

日程第5 閉会中の継続調査について

4. 出席議員は次のとおりである。(12名)

1番	高橋茂広	2番	若林良一
3番	望月光彦	4番	小泉昇一
5番	若林一明	6番	市川強
7番	遠藤光宣	8番	仲亀佳定
9番	森田守	10番	堀之内可和
11番	望月藤一	12番	望月將名

5. 欠席議員(なし)

6. 会議録署名議員

7番	遠藤光宣	8番	仲亀佳定
----	------	----	------

7. 地方自治法第121条第1項の規定により説明のため出席した者の職氏名(25名)

町長	佐野和広	教育長	渡辺拓雄
代表監査委員	若林泰文	会計管理者 (兼)出納室長	古屋秀樹
総務課長	望月哲也	財政課長	青木司
企画課長	望月一弥	税務課長	望月一希
交通防災課長	稲葉芳幸	子育て支援課長	近藤勝
福祉保健課長 (兼)地域包括支援センター所長	遠藤良彦	住民課長	四條理恵
産業振興課長(併) 農業委員会事務局長	木内一哉	建設課長	若林邦治
水道環境課長	小池治男	環境センター所長	新井稔
健康管理センター所長	望月浩	デイサービスセンター所長	佐野勝
アルファセンター所長	滝基成	学校教育課長 (兼)学校給食共同調理場所長	市川隆
生涯学習課長(兼)公民館・文化館長 (兼)アルカディアスポーツセンター所長	梶原猛	財政課課長補佐	佐野彰紀
福祉保健課課長補佐	渡辺基	産業振興課課長補佐	望月一臣
水道環境課課長補佐	青木正和		

8. 職務のために議場に出席した者の職氏名(1名)

議会事務局長 小倉弘規

○議長（望月將名君）

皆さん、おはようございます。

平成29年第3回定例会3日目にあたり、一言ごあいさつを申し上げます。

議員各位には、20日の現地視察、大変ご苦勞さまでした。

着々と工事が進む中野道の駅、その指定管理予定者となっている株式会社TTCは、新しい観光商業の創造を企業ビジョンに運営し、伊豆村の駅は食のテーマパークを事業コンセプトに、地元農産物の直売、観光土産品の企画開発と、随所に独自のアイデアを盛り込んで経営している様子を確認することができました。

民間活力による創意工夫で集客を高めていく経営手法は、大変魅力的なものでありました。今、着々と整備が進む中野道の駅の完成に、我々も大いに期待するところであります。

また、山梨県と静岡県との4市2町により、昭和59年から建設促進に取り組んでいる国道469号線についても、起点の御殿場市から終点の本町まで視察いたしました。

新東名や東名高速道路、国道1号線の代替道路としての役割や、山梨・静岡両県の地域活性化と災害時の緊急輸送路として、防災面からも非常に重要な機能を持つ道路です。

これまで静岡県側から整備が進められ、一部供用開始されている区間もありますが、1日も早い全線開通に向け、町長とともに要望活動を行ってまいりたいと思います。

さて、つい先日、盆行事を済ませたばかりとっておりましたが、明日は秋分の日、秋彼岸の中日であります。そして、彼岸が過ぎれば一気に秋が訪れ、朝晩も涼しくなり、昼夜の気温差も出てまいります。どうか皆さまには、ご自愛いただきたいと思います。

それでは、本日が最終日になるかと思いますが、議員各位には円滑なる議会運営に格段のご協力をお願い申し上げまして、定例会3日目のあいさつといたします。

ただいまの出席議員は12名で定足数に達しておりますので、ただちに本日の会議を開きます。

本日の議事日程は、お手元に配布のとおりであります。

○議長（望月將名君）

日程第1 会議録署名議員の指名を行います。

本日の会議録署名議員は、会議規則第127条の規定により議長において、7番 遠藤光宣議員および8番 仲亀佳定議員の両名を指名いたします。

○議長（望月將名君）

日程第2 文教厚生常任委員会に付託いたしました請願第1号および総務建設常任委員会に付託いたしました陳情第1号を議題とし、各委員長からの審査報告、報告に対する質疑・討論・採決を行います。

まず、請願第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する請願について、文教厚生常任委員会、仲亀佳定委員長、報告をお願いいたします。

○文教厚生常任委員長（仲亀佳定君）

請願の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より文教厚生常任委員会に付託されました請願第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する請願書について、9月13日、午前11時30分より、南部町役場本庁舎2階会議室において慎重に審査いたしました結果、明日の日本を担う子どもたちをはぐくむ教育現場において、学びの質を高めるための教育環境の実現は極めて重要なことであり、請願の趣旨に沿うことが妥当であると、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第94条第1項の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で、報告を終わります。

○議長（望月将名君）

以上で、請願第1号に関する委員長報告を終了いたします。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

それでは、請願第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、請願第1号に関する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、総務建設常任委員会、遠藤光宣委員長、報告をお願いいたします。

○総務建設常任委員長（遠藤光宣君）

陳情の審査結果について報告いたします。

今期定例会において、議長より総務建設常任委員会に付託されました陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情について、9月14日、午後2時15分より、南部町役場本庁舎2階会議室において慎重に審査いたしました結果、森林の公益的機能を継続して確保し、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図るための新たな財源として、全国森林環境税導入は極めて有益なことであり、陳情の趣旨に沿うことが妥当であると、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

なお、この結果につきましては、会議規則第95条の規定に基づき、別紙のとおり議長に委員会報告書を提出してあります。

以上で、報告を終わります。

○議長（望月将名君）

以上で、陳情第1号に関する委員長報告を終了いたします。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

それでは、陳情第1号に関する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、陳情第1号に関する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、討論を行います。

請願第1号および陳情第1号を、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

まず、請願第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する請願については、委員長の報告のとおり採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、請願第1号については、採択することに決定しました。

次に、陳情第1号 「全国森林環境税の創設に関する意見書採択」に関する陳情については、委員長報告のとおり採択すべきものとするに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、陳情第1号については、採択することに決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第3 常任委員会に付託しました町長提出議案を議題とし、審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

最初に、総務建設常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

総務建設常任委員会の委員長報告を求めます。

総務建設常任委員会、遠藤光宣委員長、登壇願います。

○総務建設常任委員長（遠藤光宣君）

総務建設常任委員会、委員会審査報告をいたします。

本委員会は、平成29年9月14日、木曜日に開会し、午前9時から午後2時15分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、遠藤光宣、市川強副委員長、望月藤一委員、堀之内可和委員、若林良一委員、高橋茂広委員、望月將名議長。

執行部からは、総務課、交通防災課、企画課、財政課、税務課、産業振興課・農業委員会、建設課、議会事務局の各課長、局長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、総務建設常任委員会に付託された議案第36号から認定第10号までの7件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の総務建設常任委員会審査報告書より抜粋して報告いたします。

報告書をご用意ください。

はじめに、総務課・分庁舎・万沢支所関係です。

2ページ、議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）、
最初の、

問 P13、2款総務費、1項総務管理費、1目一般管理費、15節工事請負費の内容について、通用口への喫煙室設置との説明を受けたが、住民からの要望か。

答 平成15年5月に健康増進法が改正され、ガイドラインにおいて、可能な限り喫煙コーナーでなく、喫煙室を設置することが努力目標で規定されました。庁舎においては、喫煙所を屋外に設置し対応しておりましたが、分煙器を設置していないため煙が庁舎内に流れ込んでくる状況で、受動喫煙にもなっておりました。今回の補正は、住民からの要望があったということではなく、来庁者の喫煙場所がないことや受動喫煙対策への取り組みのため喫煙所を設置するものです。喫煙室は5平方メートル程度で、ポリカーボネードで覆い、分煙器を設置します。分煙器は企業からの譲渡を受けたもので、本庁舎に設置予定です。

続いて、認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、
歳入、2つ目の、

問 P19、16款財産収入、1項財産運用収入、1目財産貸付収入、2節情報通信設備貸付収入について、27年度と比較してどのような推移をしているのか。

答 NTTとIRU契約をしており、町が支払う保守委託料は約1,290万円、電柱の共架料等の約960万円を合わせた約2,250万円分が、毎年、財産貸付収入として歳入となっております。

次に、交通防災課関係です。

5ページ、下段、認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、
歳出、最初の、

問 P28、2款総務費、1項総務管理費、10目町営バス運行費について、バスの老朽化により修理費にかかる経費が大きいが、バス入替計画は。

答 ご指摘のとおり、老朽化が激しいバスもあります。30年度に1台更新したい計画はありますが、スクールバスとの絡みもあることから、関係課とも協議をしながら検討したいと考えています

続いて、企画課関係です。

6ページ、議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）、
歳出、2つ目の、

問 道の駅（仮称）隣接地にコンビニエンスストアが入るとのことだが、社名・経営者・開店時期は決まっているのか。

答 現在、ローソンが出店予定です。出店予定となる場所の国道52号線の右折路線や自動車道への進入路等の仕上げ施工が最終工程になっているため、その後でないとローソンが工事に入ることができません。時期については、平成30年5月ごろの着工を目指す予定で、工期はおおむね3カ月ぐらいになる予定です。また、賃貸料は月額40万円となります。

次に、財政課関係です。

8ページ、議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）、
3つ目の、

問 P14、2款総務費、1項総務管理費、14目基金費について、財政調整基金が2億円

計上されているが、積立総額はいくらか。全ての基金総額はいくらか。また、繰り上げ償還により借入金を減らしているようだが、繰り上げ償還せず事業へ回す考えは。

答 財政調整基金の積立額は19億777万5千円、基金の総額は49億9,118万6千円です。平成25年度を最後に繰り上げ償還はしていませんが、まちづくり振興基金への積み立てや分庁舎、万沢診療所の建設など、合併当初に借り入れた合併特例債の償還が順次終了するため、年々償還金が減る傾向にあります。事業の実施にあたっては、補助金や基金を有効に活用し、有利な起債により歳入の確保を図りたいと思います。

続いて、税務課関係です。

10ページ、認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、3つ目の、

問 差し押さえ処分は行っているのか。

答 給与等の調査を行い、支払い能力があるにもかかわらず納付されていない方については、最終的に差し押さえを行っております。本来、自主的に納付することが望ましいので、差し押さえをする前に自主的納付をお願いしております。

次に、産業振興課・農業委員会関係です。

11ページ、認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、最初の、

問 事務概要書P40、茶栽培受委託事業補助金と茶業組合補助金の説明と、茶栽培農家の高齢化と採算ベースに合わないために茶栽培の生産を辞める方が年々増えているが、農地の荒廃や町の特産品として、今後の対策をどのように考えているか。

答 茶栽培受委託事業補助金については、町内の茶栽培振興と茶園の保全を目的に、上限を120万円としてJAに交付しております。茶業組合補助金については、茶栽培技術の向上、茶産業振興に寄与するための補助金です。茶栽培の今後の対策については、毎年、茶の買い取りを高くすること、加工費を低価にすることなどをJAをお願いしております。新茶の時期には高値の取引となるため、早めの出荷をされるよう、茶業組合を通じて生産者にもお願いをしています。

続いて、建設課関係です。

15ページ、認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、上段の、

問 落橋防止工事は計画的に実施していると思うが、あと何年ぐらいかかるのか。また、3橋を9千万円ほどかけて補強工事したが、これにより耐用年数がどれくらい延びるのか。

答 橋梁耐震補強補修工事の計画で、町道橋が184橋のうち、平成23年に策定した橋梁長寿命化計画の中で57橋を計画しています。昨年度末で8橋が完了しており、現在、2橋が発注されています。寿命を何年延ばすということでもありますが、地震が来た場合を考え、橋座幅を長くして落橋を防ぐ工事になります。

以上で、総務建設常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（望月将名君）

委員長報告が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

(な し)

質疑なしと認めます。

以上で、総務建設常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、文教厚生常任委員会の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を行います。

文教厚生常任委員会の委員長報告を求めます。

文教厚生常任委員会、仲亀佳定委員長、登壇願います。

○文教厚生常任委員長（仲亀佳定君）

文教厚生常任委員会、委員会審査報告を行います。

本委員会は、平成29年9月13日、水曜日に開会し、午前9時から午後1時22分まで、南部町役場本庁舎2階大会議室で審査いたしました。

出席者は、委員長、私、仲亀佳定、若林一明副委員長、森田守委員、小泉昇一委員、望月光彦委員、望月將名議長。

執行部からは、教育長、総務課長、住民課・医療センター・税務課、子育て支援課、水道環境課・環境センター、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファーセンター、教育委員会の各課長、所長および担当職員が出席いたしました。

お手元に配布のとおり、文教厚生常任委員会に付託された議案第36号から認定第6号までの12件の議案について、所管課より説明を受け、慎重に審査を行いました結果、いずれも原案どおり可決および認定すべきものと決しました。

なお、審査の過程において次の質疑があり、所管課からそれぞれ答弁がありました。

質疑の内容について、別冊の文教厚生常任委員会審査報告より抜粋してご報告いたします。報告書をご用意ください。

はじめに、住民課・医療センター関係です。

2ページ、議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）、最初の、

問 P16、3款民生費、1項社会福祉費、2目国民年金費、13節委託料のシステム改修委託料の内容は。

答 国民年金届書の電子媒体化のためのシステム改修です。厚生労働省より、システム開発推進の依頼がありました。峽南5町は計算センターを通じ、株式会社YSK e-c o mのシステムを採用しており、今回の改修も5町同時対応により、人的・工程日数とも削減された見積りとなっています。今年度中に予算計上ができた市町村については、平成30年1月の連動試験のスケジュール案が厚生労働省から示されていますので、今回計上しました。財源については、歳入9ページ、14款国庫支出金、3項委託金、2目民生費委託金、1節社会福祉費委託金の国民年金事務費交付金で10分の10措置されます。

次に、子育て支援課関係です。

4ページ、議案第36号 平成29年度南部町一般会計補正予算（第2号）、最初の、

問 P9、14款国庫支出金、1項国庫負担金、1目民生費国庫負担金、4目児童福祉費負

担金、15款県支出金、1項県負担金、1目民生費県負担金、4目児童福祉費負担金の子どものための教育・保育給付費負担金について説明を。

答 歳出P17、3款民生費、2項児童福祉費、3目保育所総務費、13節委託料の保育業務委託料にかかる広域保育委託料317万6千円と、施設型給付に移行したみどり幼稚園に対する委託料345万3,444円の財源です。広域保育委託料は、保護者の仕事の関係で、町外の保育所と認定子ども園に措置するための委託料です。その財源として、国庫負担金は2分の1、県負担金は4分の1が交付されます。みどり幼稚園に対する委託料は、当初予算で見込めなかった処遇改善加算、今年度から実施するキャリアパス加算を計上しました。その財源として、国庫対象分から基準利用者負担金を除いた額の2分の1が国庫負担金、4分の1が県支出金として交付されます。併せて、地方単独にかかる2分の1が地方単独費用として県から補助されます。

次に、水道環境課・環境センター関係です。

5ページ。認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳入、2つ目の、

問 P22、20款諸収入、5項雑入、3目雑入、1節雑入の内容説明を。

答 資源ゴミ引取り料については、リサイクル回収ステーションに出た古紙や衣類等の引き取り収入です。1キロ2円となっています。再利用資源販売収入については、アルミ缶・スチール缶等の売り払いによる収入です。

続いて、6ページ、認定第2号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、

4つ目の、

問 水道料値上げの考えを伺いたい。

答 監査委員からも、昨年に引き続き、決算審査において指摘を受けていること、自己財源がないことから値上げを検討しています。予定では9月に方向性を出し、水道委員会で審議してもらい、料金反映に結び付けたいと考えています。

次に、福祉保健課・デイサービスセンター・アルファーセンター関係です。

8ページ、認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、歳出、上段の、

問 P35、3款民生費、1項社会福祉費、6目年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業費と、7目臨時福祉給付金支給事業費の実績説明を。

答 6目年金生活者等支援臨時福祉給付金支給事業は、平成28年度前半分の個人消費の下支えをするということで、平成28年度中に65歳以上となる低所得の方1人につき3万円の高齢者向け給付金を支給したもので、通知対象者は1,093名で、そのうち1,054名が申請いたしました。7目臨時福祉給付金支給事業は、消費税5%から8%に引き上げられたことによる影響を緩和するための暫定的な措置として、低所得の方1人につき3千円を支給したもので、通知対象者は1,433名で、そのうち1,266名が申請いたしました。申請された方のうち44名には、同時に1人につき3万円の障害・遺族年金受給者向け給付金を支給しました。

続いて、認定第3号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、

問 P 7、2 款サービス事業費、1 項居宅サービス事業費、1 目居宅サービス事業費、1 8 節備品購入費の繰越明許費の現在の状況は。

答 富沢デイサービスセンターの福祉車両の購入ですが、特殊仕様により年度内に納車できないため、繰越明許といたしました。現在は納車されております。

次に、教育委員会関係です。

9 ページ、議案第 3 6 号 平成 2 9 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）、最初の、

問 1 5 款県支出金、2 項県補助金、6 目教育費県補助金、2 節小学校費補助金の甲斐の木づかい推進事業費補助金について、歳出を含め説明を。

答 この補助金は、小中学校において県産材を使った机や椅子の購入に対する県単独の補助金で、補助率は 2 分の 1 となっております。歳出予算については、今回計上されていません。当初予算では一般財源で購入する計画でしたが、特定財源を得ることができましたので、歳入の財源更正をしたものです。

以上で、文教厚生常任委員会、委員会審査報告を終わります。

○議長（望月将名君）

委員長報告が終わりました。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

委員長報告に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、文教厚生常任委員会の委員長報告に対する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

以上で、各常任委員会委員長の審査報告ならびに審査報告に対する質疑を終結いたします。

○議長（望月将名君）

日程第 4 町長提出議案の討論・採決を行います。

はじめに、討論を行います。

まず、議案第 3 6 号から議案第 4 2 号までの補正予算関係について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、議案第 3 6 号から議案第 4 2 号までの討論を終結いたします。

次に、認定第 1 号から認定第 1 0 号までの平成 2 8 年度歳入歳出決算認定について、一括で討論いたします。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、認定第 1 号から認定第 1 0 号までの討論を終結いたします。

次に、採決を行います。

採決は、1 議案ごとに順次行います。

最初に、議案第 3 6 号 平成 2 9 年度南部町一般会計補正予算（第 2 号）について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第36号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第37号 平成29年度南部町簡易水道事業特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第37号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第38号 平成29年度南部町指定居宅サービス特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第38号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第39号 平成29年度南部町国民健康保険特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第39号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第40号 平成29年度南部町介護保険特別会計補正予算(第2号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第40号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第41号 平成29年度南部町後期高齢者医療特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起立全員)

起立全員であります。

よって、議案第41号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、議案第42号 平成29年度南部町富沢財産区特別会計補正予算(第1号)について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案可決であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、議案第42号については、原案のとおり決定いたしました。

次に、認定第1号 平成28年度南部町一般会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第1号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第2号 平成28年度南部町簡易水道事業特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第2号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第3号 平成28年度南部町指定居宅サービス特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第3号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第4号 平成28年度南部町国民健康保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第4号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第5号 平成28年度南部町介護保険特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第5号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第6号 平成28年度南部町後期高齢者医療特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第6号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第7号 平成28年度南部町睦合財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第7号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第8号 平成28年度南部町富沢財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第8号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第9号 平成28年度南部町大城平外二山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第9号については、原案のとおり認定されました。

次に、認定第10号 平成28年度南部町大日向外三山恩賜林保護財産区特別会計歳入歳出決算認定について、採決いたします。

本案に対する委員長報告は、原案認定であります。

本案は、委員長報告のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

(起 立 全 員)

起立全員であります。

よって、認定第10号については、原案のとおり認定されました。

ここで、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時23分

再開 午前10時24分

○議長（望月將名君）

それでは、会議を再開いたします。

ただいま、文教厚生常任委員会から請願第1号にかかる意見書の提出について、総務建設常任委員会から陳情第1号にかかる意見書の提出についての議案が提出されました。

お諮りいたします。

発委第1号および発委第2号を追加日程第1として、日程の順序を変更し、ただちに議題といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

（異議なし。の声）

ご異議なしと認めます。

よって、発委第1号および発委第2号を日程に追加し、追加日程第1として、ただちに議題とすることに決定いたしました。

ここで、追加日程準備のため、暫時休憩いたします。

休憩 午前10時25分

再開 午前10時26分

○議長（望月將名君）

それでは、会議を再開いたします。

追加日程第1 発委第1号および発委第2号の意見書の提出についてを議題といたします。

文教厚生常任委員会および総務建設常任委員会提出議案は、お手元へ配布いたしましたとおりでありますので、議案の朗読は省略させていただきます。

提出議案は順次上程し、説明・質疑・討論・採決を行います。

最初に、発委第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書の提出についてを議題とし、提出委員会より趣旨説明を求めます。

文教厚生常任委員会、仲亀佳定委員長。

○文教厚生常任委員長（仲亀佳定君）

発委第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書の提出についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

委員会提出議案1ページをご覧ください。

発委第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年9月22日提出

南部町議会議長 望月將名 殿

提出委員会 南部町議会文教厚生常任委員会
委員長 仲亀佳定

提出理由

明日の日本を担う子どもたちを育む学校現場において、教職員が心身ともに健康を維持して教育活動に携わり、子どもたちの学びの質を高めるための教育環境の実現と、子どもたちが全国どこに住んでいても、一定水準の教育を受けられるために、計画的な教職員定数改善を推進し、教育の機会均等と水準の維持向上のための義務教育国庫負担制度の堅持および教育条件の格差解消のための教育予算の拡充を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、文部科学大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げます。以上で、発委第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月将名君）

発委第1号の趣旨説明が終わりました。

仲亀委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（なし）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第1号に関する質疑を終結いたします。

仲亀委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発委第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についてを議題とし、提出委員会より趣旨説明を求めます。

総務建設常任委員会、遠藤光宣委員長。

○総務建設常任委員長（遠藤光宣君）

発委第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についての趣旨説明をいたします。

朗読をもって趣旨説明に代えさせていただきます。

委員会提出議案4ページをご覧ください。

発委第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出について

上記の議案を、別紙のとおり南部町議会会議規則第14条第2項の規定により提出する。

平成29年9月22日提出

南部町議会議長 望月将名 殿

提出委員会 南部町議会総務建設常任委員会
委員長 遠藤光宣

提出理由

森林の公益的機能を継続して確保し、その保全を担う市区町村の森林・林業・山村対策の抜本的強化を図ることは、喫緊の課題であります。

また、山村地域の市町村による森林吸収源対策の推進や安定した雇用の場の確保などの取り組みは、地球温暖化防止のみならず、国土の保全にもつながるものです。

そのため、森林整備等に必要新たな財源として、全国森林環境税導入の早期実現を政府に強く求めるため、本意見書を提出するものであります。

なお、意見書はお手元に配布してありますので、朗読は省略させていただきます。

意見書の提出先は、内閣総理大臣、財務大臣、総務大臣、農林水産大臣、環境大臣、経済産業大臣、衆議院議長、参議院議長であります。

議員各位には、よろしくご賛同賜りますようお願い申し上げまして、以上で、発委第2号「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出についての趣旨説明を終わります。

○議長（望月將名君）

発委第2号の趣旨説明が終わりました。

遠藤委員長は、その場でお待ち願います。

次に、本案に対する質疑を行います。

質疑はありませんか。

（ な し ）

質疑なしと認めます。

以上で、発委第2号に関する質疑を終結いたします。

遠藤委員長、ご苦労さまでした。

席にお戻りください。

次に、発委第1号および発委第2号について、一括で討論を行います。

討論の通告はありませんので、討論なしと認めます。

以上で、討論を終結いたします。

これより、採決を行います。

まず、発委第1号 子どもたちのゆたかな教育環境をつくるための、教職員定数改善に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発委第1号は、原案のとおり決定いたしました。

次に、発委第2号 「全国森林環境税」の創設に関する意見書の提出については、原案のとおり決定することに、賛成の諸君の起立を求めます。

（ 起 立 全 員 ）

起立全員であります。

よって、発委第2号は、原案のとおり決定いたしました。

○議長（望月將名君）

日程第5 閉会中の継続調査についてであります。議会運営委員会委員長、総務建設常任委員会委員長、文教厚生常任委員会委員長から、閉会中の各委員会の開催について申し出がありました。

会議規則第75条の規定に基づき、平成29年第4回定例会の会期の決定、所管事務研究および調査について、お手元に申出書の写しが配布されております。

お諮りいたします。

各委員長からの申出書のとおり、各委員会の所管事務等について、議会閉会中に委員会を開催することに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、各委員長からの申出書のとおり、委員会の所管事務等について、議会閉会中の委員会開催については決定されました。

以上で、今期定例会に付議されました案件は、全て議了いたしました。

お諮りいたします。

会議規則第7条の規定により、本日をもって今期定例会を閉会といたしたいと思えます。

これに、ご異議ありませんか。

(異議なし。の声)

ご異議なしと認めます。

よって、今期定例会は本日で閉会とすることに決定いたしました。

平成29年南部町議会第3回定例会を閉会いたします。

大変ご苦勞さまでした。

議員の皆さまは、控え室にご参集ください。

閉会 午前10時36分

会議の経過を記載して、その内容が相違ないことを証するためにここに署名する。

平成29年9月22日

南部町議会議長

望 月 將 名

会議録署名議員

遠 藤 光 宣

会議録署名議員

仲 亀 佳 定

本会議録の作成にあたった者の氏名は次のとおりである。

議 会 事 務 局 長

小 倉 弘 規